

平成25年9月第3回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....
1. 開議 平成25年9月6日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 小 高 良 則
- 22番 中 田 眞 司

.....
1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

市民部参事(事) 国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
学校給食センター所長	加 瀬 芳 之
総務部参事(事) 総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事) 農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第3号)

平成25年9月6日(金) 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。

順次質問を許します。

最初に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

おはようございます。私は、税務行政、そして、ごみ行政の2点にわたって質問するものであります。今回、私は一問一答での質問とさせていただきます。

まず、税務行政への姿勢について、基本理念と取り組みについて伺うものであります。

地方自治体への地方交付税や国庫補助金が大幅に削減され、地方財政は大変厳しい状況となってきております。こうしたもとの、市税は市が提供するさまざまな行政サービスの経費を賄うため、最も大きな自主財源となっております。とりわけ今日、地方分権の時代において、八街市が地域の実情や、また、市民のニーズに応じたきめ細かで多様な施策を自主的、自立的に行っていくためにも、市税はますます重要となっております。市民は、近年の大変厳しい経済情勢のもとで、懸命に納税の義務を果たしております。また、市の財源確保に対し、職員の皆さんも給与カットの中であらゆる分野で努力されていると思います。

まず市長に伺いますのは、市の税務行政の遂行にあたって、税務行政の基本理念とは何なのか、また、その取り組みはどのようにされているのか、伺うものであります。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市税は、八街市が市民の皆様提供する行政サービスの原資として最も重要な財源でございます。住みよい街づくりの実現のためには、市民のニーズに応じた具体的な施策を主体的かつ着実に実施していく必要がございます。しかし、現状においては、国庫補助金等の削減など、本市財政は非常に厳しい状況にあり、このことから、自主財源であります市税の重要性はますます高まっております。

このような中、税務行政にあたっては、地方税法等の関係法令に基づき、課税客体の的確な補足、適正な滞納処分の執行等、適正公平な賦課徴収をすること、適正公平な賦課徴収を図るには市民の皆様からの信頼が必要不可欠であることから、情報公開や説明責任を果たし、市税に対する市民の理解が得られるように努めること、適正公平な賦課徴収を基本としつつも税務事務に要する経費をできるだけ少なくするよう、効率的な税務行政に努めることが重要であると認識しております。サービスにおいても、適正公平な賦課徴収、市民の皆様からの信頼と

理解、そして、効率化を図ることを基本としつつ、税務行政に努めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

ただいま、市長からは、地方税法のもと、税務行政の基本理念は適正公正な事務執行を行う、それから、市民から信頼される行政でなければならない、このように述べられました。私もそのとおりであると思います。ぜひこの立場に立った税務行政を進めていただきたい。このことをまず確認するものであります。

次に、私は、適法ではない課税についてお伺いいたします。

課税にあたり、課税年度の賦課期日にある1月1日において納税義務者となることは、地方税法で定められているところであります。しかし、賦課期日前に亡くなっている方を納税義務者として課税したときは、その課税は死亡者課税として無効であり、適法ではない課税となりますが、多くの自治体がこうした問題を抱えております。本市の状況を伺うものですが、死亡者課税の実態について、固定資産税について、平成23年度以前に亡くなった方の死亡者課税の現況、人数、それから、最も長く課税していた方はどのくらいあるのか。また総額はどのくらいか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

これまで本市では、死亡課税に対する認識が不足していたことによりまして、登記簿上の名義人が死亡しても、相続人等により所有権移転登記がなされるまでは、死亡者のままで課税をしておりました。しかし、地方税法では登記簿上の名義人ではなく、相続人等が現に所有するものとして納税義務者となります。このことから、市では適正な賦課処分を実施するため、平成24年度に死亡者課税解消に向けた取り組み方針を決定して、平成25年度からこの方針に基づきまして手続を進めているところでございます。

具体的には、まず第1段階といたしまして、新規の死亡者課税を増やさないことを前提に、平成24年中にお亡くなりになった方について、平成25年度の固定資産税の賦課から納税義務者を相続人に変更いたしました。平成23年以前にお亡くなりになった方で固定資産税の死亡者課税として把握している件数は859件で、総額約3千700万円あまりでございますが、死亡者課税の解消に向けた取り組み方針に基づいて、今後はこの解消に向けた取り組みを実施する予定でございます。なお、859件のうち、最も長い課税年数ということでございますが、具体的な年数は把握していないものの、相当の年数が経過しているものが存在しているということは承知しております。

○丸山わき子君

既に亡くなった方859名に対し、長期にわたっての課税が行われていたということでありますが、やはり、職務怠慢であったのではないかとということをおっしゃるを得ません。固定資産税は市が作成した台帳をもとに課税するものであり、台帳の更新、管理を怠ったことは賦課決定に重大かつ明白な瑕疵であるという認識はあるのでしょうか。その辺について、も

う一点お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

おっしゃるとおり、地方税法の規定から見ますと、死亡者に対する課税ということはありませんということになります。そういうことではありますけども、特に、市外の在住者に関しては、死亡している事実の把握であるとか、市内、市外に限らず、現に所有している者の把握というのは非常に困難でございます。そういったことから、実態として死亡者課税になっているということが現状でございます。しかしながらでございますが、市内在住の所有者の死亡状況、これは市民課の通知から確認できていることからしますと、これまでその情報に基づいて対策を講じてこなかったということは、死亡者課税に対する認識、これが非常に甘かったということで、職務が怠慢だったということは事実として認めざるを得ないというふうに考えます。

○丸山わき子君

今、認識が甘かったというふうなご答弁がございましたが、これは、市民に対し、税務行政の信頼の失墜につながるものだ。この厳しい反省とともに、税務行政の基本理念である適正公正な事務執行が、徹底した取り組みが求められるというふうに思うわけでありませう。

そこで、次に、死亡者課税をし、さらに、亡くなっている方の口座振替の状況、これについてお伺いいたしますが、どのような状況なのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成23年12月及び平成24年1月に死亡者名義の口座から振替納付となっております118件に係る相続人に対して、当該口座からの振替を中止し、あわせて、引き続き口座振替納付を希望される場合にあつては、新たな口座振替の手続をお願いする文書を送付するとともに、相続登記が完了していない場合には、相続人代表者指定届の提出を求めています。なお、死亡者名義の口座から振替納付された件数の内訳につきましては、死亡した納税義務者本人名義のものは115件、死亡した家族名義のものは3件でありました。

○丸山わき子君

これは大変な問題である、重大な問題であるというふうに思います。

そこで、実際には口座振替から市税として納められたと。これは過誤納金であるというふうに思うわけですが、この過誤納金の取り扱いについて、過誤納金が現在も発生しているわけですが、どのような処理がなされているのか。

まず、その前に、死亡者課税に対する認識について、どのような認識を持たれているのか。その辺についてはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

死亡者課税につきましては、先ほど答弁しましたとおり、不適切な課税であったとの認識のもとに、解消に向けた取り組みをしているところでございます。なお、この件に対する市

民の皆様からのお問い合わせ等につきましては、市民の皆様にご理解いただけるよう、丁寧な対応を心がけている所存でございます。

○丸山わき子君

不適切だということのようですが、これは、昭和30年、仙台の地方裁判所の判決では、死亡者を納税義務者とする固定資産税の賦課処分は違法である、無効だという、こういった判決が出ている。このことは、専門である職員の方々には十分承知のことと思うわけですね。不適切というよりも無効であるという、厳しい裁判の判決が出ているということ、再度確認しておきたいというふうに思います。

無効である死亡者課税に対して事務処理がどのように進められているかという点では、振替の納付の文書を相続人に出しているんだというような先ほど来の答弁があるわけですが、なぜ相続人にそのままそういった納付書が出されるのか。死亡者宛ての納税通知書の送付というのは、決して相続人に対して納税通知をしたというふうには解釈できないわけですね。ですから、そういった点では、きちんと一旦死亡者課税をし、死亡者の口座から振り替えられた税金は一旦はお返しするというのが本来ではなかろうかというふうに思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この件につきましては、死亡した登記簿上の所有者に対して課税した固定資産税、これにつきましては、その相続人が納付をした場合、この場合には、相続人に対する賦課処分とみなすということができるというような理論がございます。これは、死者である被相続人を宛名に送達した納税通知書、一応これは相続人が受け取っているということ、それから、その課税処分内容を知っている、または、送ったことによって知り得る状態にあるということがあります。それからまた、例えば、相続人に伺いをして、改めて納付していただいたということにあっても、課税客体は同一でございますので、相続人に不利益を与えるということはないというようなことで考えております。市といたしましては、こういった理論に基づきまして、死亡者への課税によって納付されたものについては不適切であるというような市長答弁を申し上げましたけれども、不適切であるということは承知しておりますが、納税通知書を相続人が受け取った上で納付があったというふうに解釈をいたしまして、その納付の方法が普通納付であっても、あるいは、口座振替納付であっても、納付自体は有効であるというような判断をしているところでございます。

○丸山わき子君

それは市側の勝手な理論である。今言われたのも、無効行為の転換という身勝手な対応である。市民にしてみたら、それはちょっと待ってくださいよと。普通はそうなると思いますよ。特に、死亡者課税における死亡者名義口座からの市税振替は完全な過ちであると。完全な過ちですよ。先ほども申し上げましたように、昭和30年の仙台の裁判の判決、ここでは死亡者課税は違法行為だ。そして、無効課税とされていることから、税金として徴収する法的根拠はありませんよと、こういう判決が出ているわけですね。それから、銀行の預金法第

18条、ここでは、遺産保護の観点から、預金者が死亡した場合には相続人のみに引き落としを認めていると。相続人のみに引き落としを認めているということは、相続人の承諾なく引き落とすことは行政が行う行為ではないということです。それから、口座振替は預金者と銀行との委任契約であって、委任の終了事由として、民法第653条では、委任者または受任者の死亡をもって終了するという事になっているわけですが。こういう立場からいけば、行政が分け入っていき、その範囲ではないということです。死亡者名義からの口座振替をした118人に対しては即返還をすべきであるというふうに思うわけですが。いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今、丸山議員さんがおっしゃられたように、基本的には、口座名義人が死亡した場合には、金融機関の方は当該口座を閉鎖あるいは廃止するという事になると承知をしております。市税等を口座振替によって納付している方で口座名義人が死亡した場合には、その納税義務者の方が金融機関に口座振替の廃止、変更の届出をしていただくということになるかと思っておりますけれども、こういった手続が速やかに行われなかったというようなこともございますし、また、何よりも、私ども市としても、そのことに対する認識が甘かったということもございまして、これまで死亡者名義の口座からの納付が行われていたということになっております。これにつきましては、先ほど市長から答弁しましたように、適当ではないというようなことは私どもも認識をしておりますので、平成23年12月にその当時の死亡者名義の口座からの振替納付となっていたものに対しては適正な処理をしている。その後につきましても、通知されます死亡者の情報をもとにしまして、死亡者名義の口座からの振替納付、こういったものについては定期的に同様の処理をして、解消に努めているというところでございます。

○丸山わき子君

私は、この問題以後のことを聞いているんじゃないんですよ。この問題をどう処理しますかということを知っているんですよ。この問題が発覚して以降、さきの石井議員もこの問題については質問いたしました、3段階で解消していくのだと、そういった答弁をいただいているのはよくわかっています。一生懸命努力をしていることはわかっています。でも、その問題です。死亡者課税をし、死亡者の口座から引き落とししたその事実に対してどう解決を図るのかということが、今回、私が質問している内容なんですよ。適切ではなかったというのであれば、これはきちんとした対応をすべきじゃないかというふうに思うんですよ。なぜこれをいつまでも引きずって、なかったことにしようというふうにしてしまうのか。とんでもないことです。

地方税法の17条では、過誤納金は遅滞なく還付すると。ご存じですね。それから、平成22年4月1日、総務省は市町村に対して、地方税法の施行に関する取り扱いについて、通達を出しております。ここでは、改めて、地方団体の長に対し、過誤納金を遅滞なく還付することを求める、このような通達を出しています。承知していますでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

申し訳ありませんが、そういったことの詳細については、承知は私自身はしておりません。

○丸山わき子君

やはり、市長が一番最初に言われた基本理念のところをやっぱり抜けた税務行政をやっているのではないかと。私はその点を厳しく問いたいというふうに思います。地方税法でも、また、総務省でも、改めて過誤納金は遅滞なく還付しなさいと、こういう指導があるのにもかかわらず、なかったことにしましょうと。これはとんでもないことだと思います。過誤納金は還付するというのは税務行政の原点であるというふうに思います。なぜこの立場からの取り組みができないのか。間違いがあっても、市民がわからなければ、知らないふりをしてしまう。いただいたものは間違っても返さない。こういうこそくな市政であってはならない。これでは市民との税務行政の信頼関係は成り立たないのではないかとこのように思うわけですね。

県内35市のうち30市は、まず還付をする、この立場に立っています。八街市においても、いま一度、まず還付をするという、この立場に立っての問題解決を求めますが、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今の35市のうち30市は還付するというようなお話でございましたけども、その内容は私ども承知しておりませんというか、詳細については承知しておりませんので、その内容がどういったものかはわかりませんので、そういったことを前提にお話をさせていただきますが、先ほど来答弁しておりますように、私どもの方では、納付されたものについては有効ということで判断をさせていただいております。したがって、こちら側から能動的にといいますか、還付等をするというような考えは今もございませんけども、先ほど市長が答弁申し上げましたように、丁寧な対応をするということで、例えば、相続人の方から疑義が寄せられた場合、あるいは、申し出があった場合には、きちんと話を聞いた上で丁寧な対応をするということで、一括的にお返しをするというようなことは考えておりませんが、例えば、それは最初から門前払いをしてしまうんだとか、争いに持って行ってくださいとか、そういったことはするつもりはございません。

○丸山わき子君

私は、だから一番最初に基本理念を伺ったんです。どういう立場からこの税務行政に取り組んでいるのか。そこで一番最初に確認したところですよ。いただいた税金は、もういただいちゃいましょう。なかったことにいたしましょ。そういう扱いであってはならない。やっぱり、35市のうち30市が、過誤納金として、過誤納金は一旦は還付しましょ、その立場に立つ。これが本当じゃないですか。どういうご事情があったいただいたものは、もういただいちゃいましょうと、そういう姿勢をとらざるを得ないのかはよくわかりませんが、これは、先ほども言いましたけども、税務行政の怠慢の上に、さらに、市民がわからなければ、そのままにしてしまいましょという、大変市民に対する愚弄な姿勢であると、大変な失礼な姿勢であるというふうに思います。私は、そういう点では、本当に納税者、市民が市の税

務行政に対して信頼できる、その回復をきちんととる、その絶好のチャンスであるというふうに思うわけです。八街市には過誤納金に対する返還要綱がございます。大いに活用すべきだというふうに思うわけですね。今回活用しなくて、いつ活用するんですか。この間も、この要綱に基づいて返還したケースがあると思うわけですが、そうした対応を矛盾するのではないかというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

何度も答弁を差し上げますが、私どもとしては、納税通知書に基づいて納付されているもので有効であるというような判断がございますので、いわゆる一般的な過誤納付金というようなことではなくて、有効というような判断をしておりますので、そういった取り扱いはしないというふうに思っておりますが、何度も答弁しますが、疑義がある、あるいは、申し出があるということについてはきちんと話をお聞きして、その事情をしんしゃくした上で対応していきたいというふうに思います。

○丸山わき子君

それは当たり前のことなんです。それは当たり前。ただ、過誤納金に対する取り扱いが間違っている。やはり、死亡者課税をしたあげくに、死亡者の口座から引き落としていた。これは重大な過ちである。このことは先ほど指摘したとおりであります。ですから、その点については、118名の方に対してはきちんと還付するという立場をとるべきである。これが行政の取る姿勢ではないかというふうに思うわけであります。

八街市は徴収が大変厳しい。市民の皆さんは、本当に必死で払っていても、滞納せざるを得ない方もたくさんいらっしゃいます。しかし、差し押さえ等の変な取り組みがされているわけですが、やはり、そういう点では厳しい。しかし、取ってしまったものに対しては市民に対しては知らん振りをしてしまう。それであってはならない。やはり、公正適正な、税務行政とは何なのかということをいま一度よく考えていただきたい。このように思うわけであります。

それから、私は、市民にもっとわかりやすい税制の課税のあり方をPRしていく必要があるのではないかというふうに思います。多くの自治体では、納税者が亡くなった場合はどうするのか。相続が進まない場合はどうしたらいいのか、当面の納税者はどうしたらいいのかなど、大変丁寧なPR活動をしております。市民との信頼関係を強める取り組みを求めますが、その点ではどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

死亡者課税に限って申し上げますと、例えば、市民の方から死亡届が出てきた場合におきましては、いろいろな一連の手続の中で、死亡届が出されたときに相続人代表者指定届、これを出してくださいよというようなことは文書として差し上げております。そのことがなかなか理解できないということもございますので、その辺についてはまた改めて方法を考えさせていただきますと思います。

○丸山わき子君

よその自治体では、ホームページ等を使って、大変わかりやすく図式で市民の皆さんにPRをしております。もちろん、八街の市政だよりの中でも本当にわかりやすいものとし、市民との信頼関係が成り立つような税行政を進めていただきたい。しかしながら、今回の死亡者に対する課税、そして、口座からの振替問題につきましては、私は納得いきませんので、引き続きこの問題は取り上げさせていただきます。

時間がございませんので、私は、2点目の燃やさないごみ行政での財政負担の軽減について質問するところであります。

さきの6月議会で、灰溶融炉稼働停止で維持管理費の削減、また、雑紙分別によるごみ減量化や、そうした取り組みを一層強化するための機構改革の求めに対し、早速対応されていることに大変評価するものであります。今回は、市の危機的な財政状況下のもとで、燃やさないごみ行政で財政負担の軽減をいかに図っていくのか。また、次期の八街市一般廃棄物処理計画作りが目前に迫っているわけですが、その取り組みについて正すものであります。

まず、ごみ減量化への取り組みとしまして、これは、6月議会でも私はごみ処理機購入補助について取り上げたところでございますが、可燃ごみの47パーセント、これは水分であると。この水分を除くことでクリーンセンターへの多額の税金投入を避けることができる。財政難のもとで効率的な財政運営を進めていくためにも、一旦は廃止したごみ処理機購入補助を求めるものであります。どのようにお考えなのか、答弁いただきたいと思っております。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

生ごみ処理容器等購入補助金につきましては、6月議会においても答弁いたしましたとおり、事務事業を見直した結果、平成24年度をもって廃止したところであり、現時点では再開する予定はございませんが、平成26年度に予定している次期の一般廃棄物処理基本計画の策定時に、これまでの事務事業を再度検証しながら、ごみの減量化対策についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

現在の一般廃棄物処理計画、この計画の中では、ごみの発生抑制の具体的な取り組みの中で、生ごみ処理容器の補助を継続する、このようにきちんと方向付けがされているわけですね。こうした計画を全く無視して、ごみ処理機の補助をなくしてしまう。これは、今後のごみ行政の方向を見失うものではないかというふうに思うわけですね。平成24年度の決算では約5億円の不用額を出しているわけです。やはり、そういうことを考えれば、ごみ処理機の補助というのは何億円とかかるわけではございません。むしろ、ごみの水分を減らすことによって、クリーンセンターの維持管理費をもっと少なくしていけるわけですから、そういった点では、わずかなごみ処理容器の補助を徹底してやるべきじゃないかなというふうに思うわけなんです。その辺、担当課はどのようにお考えでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

ごみ処理機の補助金の再開ということで前回の議会でもお答えをさせていただきましたけ

ども、先ほど市長が申しあげましたように、次期一般廃棄物処理計画の策定時に十分検討させていただきたいとは考えております。ただ、この中で生ごみにつきましては現在のごみの量の中の15.1パーセントということで、占める割合もかなりあります。担当とすれば、再開に向けてやはり必要であるというふうな判断のもとで、次期計画の中では再開できるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

次期計画だということで、大変気長な計画の中での対応のようですが、自らが決めた計画を自らが破っていくような、そんな基本計画であってはならないというふうに思います。これは、徹底したごみ行政への姿勢があまりにも甘過ぎる、このように私は言わざるを得ません。次期の基本計画、次期の基本計画ということで、全て次期に回してしまっていますが、では、一体、今現在どうなっているのか。現在のごみの状態をどう解決するのかということが大切な取り組みの根本的などころではないかというふうに思うわけです。そういった点では、私は、来年度、きちんと生ごみ処理機の補助金を付けていただきたい、このように申し上げます。

それから、次期の一般廃棄物処理基本計画についてであります。これは、現基本計画は、特に、新規事業について、ほとんど取り組めないまま5年間が経過しております。今回も、せっかく計画に入っていた生ごみ処理機の補助もなくしてしまうという、大変お粗末な取り組みになっているというふうに思うわけでございます。ごみを出す市民を抜きにした、また、業者が策定した廃棄物処理基本計画であったからこそ、絵に描いたようなものになってしまったというふうに思います。今回の一般廃棄物処理基本計画で明らかであり、同じ轍を踏んではならない。同じ轍を踏まないためにはどうするのか。やはり、市民の皆さん、また、事業者の皆さん、そして、八街市が一体となったごみ基本計画作りをすべきであるというふうに思います。その辺について、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市民、事業者、行政との協働で一般廃棄物処理基本計画を策定することにつきましては、現在、その基礎となる協議会的な組織が形成されておられません。しかしながら、計画を策定する際には、市民や事業者などから意見を聞く必要があるというふうに考えております。そうした意味から、次期の一般廃棄物処理基本計画を策定する際にはより多くの皆様方の、特に市民の皆様方のご意見を反映できるよう、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○丸山わき子君

意見を聞くだけではだめなんですよ。やっぱり、市民の皆さんが、「ああ、このごみはもっと減らさなきゃならない」、そういう運動と一体となって八街市がこの計画を策定していかないと、また同じようなものになってしまう。このように思うわけですね。

それから、もう一点です。資源のリサイクルの推進。これについても、ぜひこれは取り組

まなきゃならないというふうに思っています。

集団回収、それから、行政回収と比較いたしまして、やはり、集団回収の方が低コストで良質な資源回収ができています。これはちょっと古い資料なんですけど、和歌山市と長野市の資料を担当課の方にお渡ししてあると思いますが、同じ大体の人口で、資源回収をしている和歌山市では9億5千万円、これは、資源回収を行政がやっている場合は、一年間に9億5千万円かかったと。ところが、長野市、これは集団回収。集団回収で資源を回収しているわけですね。そうした場合には、そのコストは1億2千万円で済んだ。9分の1です。いかに集団回収、集団での資源回収がコストは低く、また、質的にも、みんなで、そのごみはだめだ、このごみの方が、こういうごみの集め方をしよう」ということで、良質な資源回収につながっていくという点では、本当に今後八街市も積極的に取り組んでいかなければならないものではないかというふうに思うわけです。そういった点でも、ぜひとも今後の八街市のごみ行政を考えていく上で、お金のかからない、そういったごみ行政、そして、燃やさないごみ行政、それを積極的に進めていただくことを求めまして、私の個人質問を終わりにいたします。

○議長（中田眞司君）

以上で日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、命と暮らしを守る国保に、教育問題の2点を質問いたします。

まず、国保についてです。

国保税が高過ぎて、払いたくても払えない世帯に対して、病院窓口で医療費を全額払わなければならない資格証明書を発行しています。また、保険証をとめ置くという措置をとっています。これでは保険証の未交付となり、安心して病院に行くことができず、市民の命と暮らしを守るという自治体の役割を果たせません。日本共産党はこの間、資格証明書の発行はやめ、保険証の滞留をなくすための方策を講じるよう、一貫して求めてきました。

払える国保にするために、1点目に、減免制度の充実をについて質問します。

例年、国保税の滞納割合が多い所得階層は未申告世帯となっており、平成24年度も未申告世帯が34パーセントに上っています。資格証明書は全体で241世帯に交付されましたが、そのうち、未申告世帯への交付が63.9パーセント、154世帯と、多数を占めています。個別の丁寧な対応を実施し、減免すべき世帯を把握すれば、資格証明書の交付をなくすことができると思うが、どうか。

2点目に、国保法第44条、77条に基づき、それぞれ医療費一部負担金減免制度、申請減免制度がありますが、利用しづらく、毎年ほとんど利用されていません。平成24年度についてはそれぞれ62件、141件で適用されましたが、そのほとんどが震災被害者の方々です。経済的に困窮している人が利用しやすい制度にするよう求めるが、いかがか。

3点目に、国保税を滞納すると、入院する際、限度額認定書が発行されないため、さらに生活が追い詰められます。昨年12月議会において、認定書発行について、特別な事情とし

てできるかどうか検討するという答弁がありました。どのように検討されたのか、伺います。また、支払い計画を実行していれば発行すべきと思うが、どうか。

4点目に、払える国保についてです。

所得が少ない世帯にとって、資産割は負担です。市長は資産割を縮小、または廃止するとの考えを示されましたが、急ぐべきと思います。いつから実施するのか、伺います。また、払える国保にするためには、国庫負担の充実が欠かせません。日本共産党は、1980年代前半の半分に減らした国庫負担をもとに戻すことを国に要求するよう、一貫して求めてまいりました。さらに強く求めていただきたいと思いますが、どうか。

次に、予防医療の充実についてです。市民の健康維持、増進を図るのは自治体の役割です。その役割を果たすために、2点伺います。

まず、健診についてです。健診率が毎年下がっていますが、その原因は何か。また、基本健診からメタボ重視の特定健診に変わって、健診項目が減らされ、「あの健診内容なら来年は受けない」など、市民の方々から不満の声が上がっています。市民の声を聞き、基本健診当時の内容を自治体の独自事業として追加するよう求めるが、いかがか。

次に、地域ぐるみの取り組みについてです。6月議会において、我が党は公園に軽運動ができる設備を設置するよう求めましたが、各地域のコミュニティセンター等も活用した地域ごとの取り組みで、積極的、総合的な病気予防計画を立てるよう求めるが、いかがか。

大きな2点目に、教育問題です。

1点目に、就学援助制度についてです。

厚生労働省の調査によると、子どもの貧困率は15.7パーセントで、1985年の10.9パーセントから増加し、約6人に1人という結果が出ています。また、経済協力開発機構OECDの昨年の報告によると、日本の一人親世帯の子どもの貧困率は54.3パーセントで、加盟32カ国のうち2番目の高さです。子どもの貧困が広がる中、就学援助制度の役割が大きくなっています。所得基準を明確にするなど、利用しやすい制度にすることが求められています。

印旛郡市においても、富里市、四街道市では生活保護基準の1.5倍、佐倉市では1.3倍など、基準を明確にしています。八街市においても所得基準を明確にし、保護者に認定の目安や給付内容を入学時や学期ごとに知らせるよう求めるが、いかがか。

また、8月から生活保護基準が引き下げられ、子育て世代に大きな影響があります。当面、就学援助制度に連動しないという答弁が6月議会でありましたが、来年度以降も制度の充実を国に求めていただきたいが、どうか。

次に、教育の充実についてです。

その1点目に、柔道授業の安全対策についてです。柔道は危険を伴うスポーツです。それだけに安全対策が重要ですが、必修であるにもかかわらず、専門指導者の配置が手薄です。専門指導者の配置を各学校に求めるが、いかがか。

次に、水泳授業についてです。八街中学校と中央中では水泳事業を実施しておらず、なぜ

なのかという保護者の方々からの疑問の声が出されています。この問題についてPTAとの協議をされたのか。また今後の計画はどうか、伺います。

最後に、プールの老朽化対策と屋根設置を求めるが、いかがか。

以上の質問に明確な答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、命と暮らしを守る国保について、答弁いたします。

(1) ①ですが、国民健康保険制度につきましては、被保険者間の相互扶助の理念のもと、必要となる費用を被保険者の応分の負担で賄うというのが根本原則であり、一部負担金の制度も、乱診乱療の防止による保険財政の健全化や、医療を受ける被保険者と受けない被保険者との間の受益と負担の公平を図るという観点から設けられているものでございます。国民健康保険法第44条では、災害や生活困窮など特別な理由があるために医療保険機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合に、保険者は一部負担金の減免措置等をとることができることとされており、八街市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱を定めております。また、保険税の減免につきましても、八街市国民健康保険税条例第24条及び八街市国民健康保険税減免取扱要綱を定めております。この医療費一部負担金や保険税の減免は、単純に所得の多い少ないによるものではなく、あくまでも災害や失業などの特別な理由により一時的に収入が大幅に減少したときの例外的なものであり、これら取扱要綱等に基づき、適切に運用してまいりたいと考えております。

次に、②ですが、高額療養費の支給につきましては、被保険者の属する世帯主からの請求に基づきまして、原則として償還払いとなっておりますが、特例により、70歳未満の被保険者が入院及び外来で診療を受ける際、あらかじめ市から交付を受けた限度額適用認定書を医療機関に提示することによりまして、その支払いは限度額までで済むことになります。この認定は、申請を行った被保険者が属する世帯の世帯主に保険税の滞納がないことを確認できた場合に限り、行うものとなっております。認定書の提示がない場合でも、自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給を受けることができます。現在は、保険税に未納がある場合は、認定証を交付しておりません。しかし、人道的な配慮というようなことから、一時的な生活困窮による現年分の保険税の納付ができない場合や、継続した分割納付を行っており、完納予定が明確な場合を特別な事情として認め、認定書を交付することが、被保険者間の相互扶助の理念のもと、必要となる費用を被保険者の応分の負担で賄うという国民健康保険の根本原則を踏まえた上で適当であるかどうかにつきましては、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、③ですが、国民健康保険事業は保険税等の収入に応じて療養給付費等の支出を抑制することができず、支出に応じた収入を確保する必要があります。また、受益者負担という観点から、必要となる費用を被保険者の応分の負担で賄うのが原則であります。本市における国保財政につきましては、高齢化の進行や医療の高度化等の要因によりまして、年々療養給付費が増加の傾向にある一方で、長引く不況による所得の落ち込み、無職者や低所得者層

の増加により保険税課税額が減少するなど、逼迫した状況にあり、保険税額総体の引き下げを想定した税率の改定は困難であると考えております。

このような中、国保に加入している低所得世帯につきましては、世帯全員の所得の申告が必要となりますが、その所得区分に応じて7割、5割、2割の軽減措置がとられており、負担の緩和策が講じられているところでございます。

また、課題となっている資産割の見直しにつきましては、その算定税額約1億円を、結果として所得割あるいは応益割である被保険者均等割、世帯別平等割に付けかえることとなりますので、被保険者世帯個々への影響や現下の社会経済情勢等を勘案しますと、大変難しい状況にあると言わざるを得ません。基本的方向である資産割の縮小、廃止にかわりはありませんが、その実施につきましては引き続き慎重な検討をしていく必要があるものと考えております。

次に、(2)①ですが、国民健康保険被保険者を対象とした健診といたしましては、平成20年度から特定健診、特定保健指導事業を実施しております。この健診は、死亡原因の約6割、医療費の約3割を占める糖尿病、高脂血症等の生活習慣病を予防することを目的に実施しております。さらに、その他の疾病の早期発見や予防の効果が期待できることから、平成24年度からは人間ドックの助成事業も実施しております。人間ドックの助成につきましては、平成24年度は135人の方が利用されましたが、平成25年度は、7月未現在で既に107人の方が利用されております。今後もこれらの健診のさらなる周知を図るとともに、受診率の向上に努め、医療費の適正化を図ってまいりたいと考えております。

次に、②ですが、本市では、生活習慣病の予防や健康増進に関する正しい知識の普及を図ることを目的として、健康教育や健康相談を実施しております。高齢者を対象に、シニアクラブ連合会からの依頼を受けて、高齢期の食事、口腔、転倒予防や骨粗しょう症をテーマに健康教室を行っております。また、市民の皆様方が身近なところで健康相談ができるように、街の健康相談室を実施しております。本年度は、南部老人憩いの家、スポーツプラザ及び総合保健福祉センターにおいて、骨密度測定と健康相談を実施いたしました。市で委嘱している保健推進員の方々に、運動、栄養、子育て支援と地域の健康支援の活動として、伝達講習会などの一般市民向けの栄養や運動を目的とした教室を開催するとともに、シニアクラブや連合婦人会などの各種団体に出向いていく教室も行っております。なお、現在も、地区の団体からの依頼により、実施内容や日程を調整して、健康教室を実施しているところでございます。今後も、健康の維持増進を図るために、健康管理を自ら継続して行うことができるよう、市民の皆様方の健康作りを支援してまいりたいと考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項2、教育問題について答弁いたします。

(1)①ですが、就学援助の認定にあたりましては、平成24年度に要保護及び準要保護児童・生徒に対する就学援助実施要綱を制定し、各家庭の収入及び生活状況等を総合的に判断しています。対象となる保護者には、援助を受ける際の要件や手続がわかるように、丁寧

にお知らせしています。お知らせ方法は、学校だよりや市のホームページに掲載し、就学時健康診断、入学説明会で直接保護者に説明や相談を行っています。引き続き就学援助の申請理由に応じた認定や援助内容について柔軟な対応をして、効果的な支援を検討してまいります。

次に、(2)①ですが、各中学校においては、4校とも武道の単元を柔道に定め、指導計画の再編を行ってきました。教育委員会では、一昨年度より、安全に留意した適切な柔道授業が実施されるよう、指導用DVDや関連文書の配布等を行ってまいりました。昨年度末には、柔道の専門家による研修会を、市内各中学校保健体育科教員全員を対象に実施いたしました。この研修会を通して、柔道の授業における基本的指導と安全指導の徹底を図りました。また、女子に対する指導上の注意事項を確認するとともに、指導の重点化を図りながら実施することを確認いたしました。これからも柔道の授業における事故防止のために、指導内容や安全指導の周知徹底、柔道場の安全確認に留意して実施してまいります。

次に、②ですが、本市における水泳授業についてですが、市内分校を含め、11の小・中学校が6月中旬から7月まで、各学年およそ10時間程度、水泳の授業を行っております。授業内容については、学習指導要領に準じた水泳の泳法指導や立ち泳ぎ、着衣体験を行っております。

市内2校の中学校につきましては、今年度、水泳の授業を実施いたしませんでした。その理由といたしましては、これまで見学者が多かったこと、また、一部の生徒に教師の指示を受け入れない実態が見られ、安全の確保が困難であると判断し、実施しなかったと報告がありました。教育委員会としましては、全ての小・中学校において水泳の授業が実施できるよう、指導してまいりたいと思います。

次に、③ですが、小・中学校のプールにつきましては13校全ての学校に設置してあります。建設年は、昭和40年代に建設したものが5校、昭和50年代に建設したものが4校と、合わせて9校であります。そのほとんどの学校のプールや附属棟が老朽化しており、改善が必要であります。根本的な改善対策を実施するためには多額の工事費用を要するため、現在の市の財政状況から、実施することは困難であります。しかしながら、毎年プール学習が実施されることから、現在は最低限の修繕を実施しながら、プール学習に支障のないよう、維持しているところであります。屋根設置につきましても、設置費用を要することから困難であると考えますが、日よけが必要な場合にはテント等を張ってもらうなどして対応してまいりたいと考えております。

また、維持管理費につきましても、ろ過装置の保守点検業務、修繕費、上水道代等で毎年数百万かかっております。つきましては、老朽化と維持管理費の観点から、近接している学校については1つのプールで学習するような方法も検討してまいりたいと考えております。今後はよりよいプール環境で学習できるよう、総合的に検討してまいりたいと思います。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時10分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○京増藤江君

先ほどの市長の答弁では、健康を増進するという視点がすっかり欠けている、そんなふうにしかならない答弁でございます。今、高齢者の方々は、70歳から74歳まで医療費1割負担ですけども、2割になったらどうでしょうか、通院を控えなければならない、こういう深刻な声を上げているんですよ。それが、病院で10割負担という資格証明書を発行されたら、病院には行けません。市長は、10割負担で病院に行かれる方々についての気持ち、どのように感じておられるのか、伺います。

○市長（北村新司君）

市民の健康につきましては、私どもといたしましても、人間ドックを初めて制度化しまして、いろんな意味での健康増進について、重ねて努力しているところでございます。特に、予防医療ということございまして、地域ぐるみで行っております。先ほども答弁いたしましたとおり、高齢者を対象にいたしました健康教室、あるいは、街の健康相談室等々を実施しておりますし、本年度は骨密度測定、あるいは、市で委嘱しております保健推進員の方々に運動、栄養、あるいは、地域の健康支援の活動の場といたしましての伝達講習会、一般市民向けの教室等を開催いたしまして、市民の健康増進を図るための健康管理を自らあわせて継続して行うような体制作りの努力をしているところでございます。

○京増藤江君

今の市長の答弁は、最初の答弁と同じようなことをおっしゃってございました。人間ドックの実施については、これはもう、やはり市民の方々、大変喜んでおられる。ここは私たちも最初から評価しております。しかし、人間ドックは、やはり、お金がなければ受けられないんですよ。ですから、国保税を払えない方々が病院で10割負担は払えない、この方たちはどうするのかという視点が全くないわけですね。

それで、どういう方々に資格証明書が出されているか。私は先ほど説明しましたが、未申告の方々、それから、所得が100万円以下の方々、そういう方々がほとんどなんですよ。ですから、資格証明書を大幅に減らしていくには、未申告世帯の方々にどうするかということを考えればいいんです。

先ほども、人道的立場からという市長答弁がありました。それならば、資格証明書が発行されている多くの段階、未申告世帯をどうするのかということをお聞きしたいと思います。担当、どうでしょうか。

○市民部参事（事）国保年金課長（小出聡一君）

未申告世帯ということでの取り扱いということですが、これにつきましては、当然、所得

税にかかるということはありませんが、基本的には市県民税、住民税の申告をしていただくということが申告ということになるわけです。当然のように、2月、3月の申告期間中におきましては、市県民税の申告におきまして、この申告が単純に市県民税の算定のみならず、国民健康保険税の算定にも関わってくるのだというようなことは、広報紙上でもお伝えをしておりますし、申告のご案内の中でも書かれているという内容でありますので、私どもとしましては、未申告者をなくし、軽減措置が働くというようなことを決して否定しているものでも何でもなく、むしろ推奨しているというふうに考えておりますので、窓口の接触等も含めて、こちらの方は積極的に未申告者をなくしていくという努力は続けていきたいというふうに思っております。

○京増藤江君

市の方は、申告をするようにとか、さまざまに啓蒙しているというようなことを言われるんですけど、しかし、実際には、市民の方々がそれをきちんと受けとめておられないから、こういう結果になっているわけでしょう。そういう方々に対して資格証明書が出されている。ですから、この方たちに対して保険証を出すためには、渡していくためには、もっと丁寧な対応が必要だと、そうだと思うんですけども。その点について、資格証明書を出されている世帯に対して丁寧な対応を今後どうしていくのか、そのことについて伺います。

○市民部参事(事) 国保年金課長(小出聰一君)

繰り返しになりますが、私どもの方はそういった形で被保険者に対してアクションはしていると。向こう側からどうしてそのアクションに対しての答えが返ってこないのか、その辺が問題だというふうには認識をしております。

ただし、なかなか個別の接触というのは難しいわけですから、窓口等にお越しいただいたときに、当然、未申告であるということのお話をし、さらには、課税課において申告していただく。さらに、未申告の問題は、単に国民健康保険税にかかるだけではなくて、国民年金の減免措置にも関係するというようなところがありますので、こちらについては丁寧な対応をさせていただきたいと、このように考えております。

○京増藤江君

八街市は資格証明書の発行を増やしているんですよ。命に関わることですよ。市民の方がやって来るのを待っていると。しかし、保険税を払えない。お金がないという中で、どんなに督促状をもらっても、希望がないわけですよ。接触しないままに資格証明書を出している。本当にどんなに心細いか。今までずっと私たち共産党は国保の問題を取り上げておりますけれど、市役所に来たら、急な病気のと看などは短期保険証を渡します、こういう答弁がたびたびありました。これでは遅いわけですね。やはり、3割負担なら3割負担、そういう負担で病院にかかれる。私はそういう方法をぜひ作っていただきたい。そう強く要望しておきたいと思います。

それから、国保法第44条、第77条の医療費一部負担申請減免制度ですけど、これは本当に使えない。先ほども、市長からは、災害や生活困窮者の方々には出すのだと。そう要綱

で決めていると。よくわかっていますけれど、本当に使えないんですね。市民の方々は本当に必死で頑張っておられます。高齢で腰が曲がっておられる方々も、早朝の電車に乗って、仕事に行かれていますよ。私はそういう方々を見て、寒い冬の朝など、高齢なんだから、暖かな部屋でゆっくりしてもらいたいなど。本当に胸が痛みます。また、現役世代の方々も、収入が少なければ、無理せざるを得ません。だけれど、元気だからこそ働けるわけです。ところが、病気になったらたちまち生活が成り立たなくなって、国保税を払えない。そうすると、病院に行くときは全額負担。こうなるわけですね。ですから、八街市の多くの方々が、生活に困窮しているからこそ国保税を払えないわけですからね。44条、77条をどうしたら適用できるのか、私はこれが必要だと思うんですよ。本来ならば、資格証明書を発行されている方々に丁寧な対応をすれば、ここが少なく、利用が少なくても問題は少ないと思うんですけど、そうじゃないわけですから、減免制度を充実させる以外にないと思います。この5年間で、震災関係以外で減免制度を適用された件数はどのぐらいあるのか、伺います。

○市民部参事(事) 国保年金課長(小出聰一君)

まず、44条、こちらは、病院の窓口で負担をします原則3割の分。こちらの方の減免につきましては、震災以外の減免は事実としてございません。

それから、77条、これは国民健康保険料の関係なので、私どもの方は税方式をとっていますので、77条ではなく、地方税法の717条に規定される減免ということになるわけですが、こちらの方につきましては、震災以外につきましては、まず、旧被扶養者と言われる健康保険に加入されている方が75歳を迎えて後期高齢に入られた場合、その被扶養者となっておられる方について減免措置がかけられますので、こちらの方の関係が35件。それから、収監、刑務所等に留置されているということでの収監に関するものにつきまして18件。都合43件あるという状況になっております。

○京増藤江君

この5年間でということでお聞きしたのですが、毎年資格証明書が発行されている世帯に比べても大変少ない。44条についてはほとんど適用できない。これでは皆さんの健康を守ることはできない。私は、引き続きこれは充実できるように、適用できるように、そういうふうに取り組んでいただきたいと思います。

次に、限度額認定証発行についてなんですけれど、これは検討するということですが、さらに検討するという答弁でございました。やはり、限度額認定証が発行されなければ、本当に不安で入院をためらってしまう、こういうことが起きるわけですから、実施時期を決めていただきたいと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○市民部参事(事) 国保年金課長(小出聰一君)

その前に、先ほどの合計のところ、数字を私は間違っと言っておりました。旧被扶養者に関するもの35件、それから、収監に関するもの18件と、この数字には誤りはありませんが、合計で43件というふうにお答えしましたが、合計では53件ということになりますので、ここで訂正をさせていただきます。

続いて、限度額認定の関係なんですが、こちらの方につきましては検討するという事で、従前もお答えをさせていただいているという状況の中で、引き続き検討を進めております。先ほどもありましたように、滞納があるということに関して、高額療養費を支給するというタイミング、これは、被保険者に接触する上で極めて貴重な時期であります。こういったところから一律、証明書を出すことによって、滞納保険者との話をさせていただく機会、あるいは、滞納を解消していく、そういった機会をなくしてしまうという反対の要素もあるというようにもなっております、この辺については各被保険者間の公平、平等、そういったことが一義的に私たちには求められるわけですから、そういう観点からして、さらに検討しないと。いつ行いますという話を今ここでさせていただくというのは非常に難しいのかなというふうに思っております。

○京増藤江君

高額療養費は、入院して退院してから払われると。しかし、これでは、保険税を払えない人が安心して入院できるわけがないんですよ。ですから、接触する機会を必要としていると言われるんですけど、認定書の発行についても十分、必要な方と接触できると思いますよ。時期をぜひ決めていただきたいと思います。

それから、就学援助費なんですけれど、これについても、先ほど明確な基準が示されませんでした。それで、学校の方でも、給食費、平成24年度の決算では払えない小・中学生が増えています。ということは、教材費なども払えない世帯が増えていると私は予測できるんですけど、学校としても、子どもたちの教材費を発注するときに、これを払ってもらえるのかどうかということ、先生方は大変不安に思っているんじゃないかと、そういう見込みをすることが、先生方の心配も解消することにつながると思うんですよ。私は、早急な基準をさまざまにいろいろ状況を考えてやっている。これは今まで答弁をいただいておりますけれど、実際に保護者の方々からは、「自分の収入の基準、所得の基準がわかれば申請しやすい」、こう言っておられますが、このことについてはいかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

就学援助の認定、審査にあたりましては、平成24年度に、先ほども教育長から答弁いたしましたように、就学援助実施要綱を制定してございます。25年度、今年度から支給事務の手引きということで内部基準を設けておりまして、この中で、収入に対して生活保護基準の1.2倍を1つの目安とすると。ただし、申請者の家庭環境は大変複雑であるということもありまして、一概に1.2倍で切るとするのはなかなか難しい場合もありますので、1.5倍まで拡大して認定している場合もございまして。そういった弾力的な運用を心がけているというものでございます。

○京増藤江君

最初に1.2倍の所得の部分で適用されていると。これでは本当に適用される世帯は少ないだろうと思われまして、1.5倍ぐらいまでということで適用しているということでは

が、教材費が払えない、給食費を払えない、そのために家庭に督促をしに来られる。子どもたちがどんなにみじめな思いをしているか。そのことを考えていただきたいんです。八街市は不登校も大変多い。やはり、子どもたちがお金の心配なく、少しでも心配が少ない、そういう状況で学校に行く。そういう状況を私は作っていただきたいと思うんですね。ですから、ほかのところと倣ってきっちりと基準を作り、それも、八街市の状況に合った、生活が困難な家庭に合ったような基準作りをしていただきたいと思います。

それから、プール授業についてなんです、これは、私も学校訪問しましてお聞きしたら、やはり、先ほどの答弁のように、ちょっと指導が困難な状況があるということで、学校の方も言っておられました。それで、やっぱり、こういうときには学校だけでは対応できないと思うんですよ。保護者の方々、PTAの方々、そして地域の方々にはこのことについてはどう対応してきたのか、伺います。

○教育長（川島澄男君）

状況を聞いてみましたところ、保護者の方等にはそのことを話してはいないと。子ども、生徒たちにはそういうことを話しておいたということでございます。今まで、私どもは地域連携、家庭連携を進めてまいりましたが、議員さんがおっしゃるとおり、やはり、みんなの力をいただきながら児童・生徒を育てていくということが本筋だろうと思います。今後そういうことのないように進めてまいりたいと、そんなふうに思います。

○京増藤江君

子どもたちがさまざまな問題を抱えている。不登校の問題もそうですし、そして、子どもたちの経済状況、就学援助が必要な方々、もしかしたら、国保税も払えていないかもしれない。そういう経済状況が子どもの生活に大きな影響を与えていると思うんですね。ですから、いかにして子どもたちの生活を安定させるかという点では、私は、国保税の適切な対応、家庭を助ける対応、そして、就学援助、これを充実させて家庭に、子どもたちがいる家庭に督促、督促ということでみじめな思いをさせない、そういう行政を望みたいと思います。これを要望しまして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（中田眞司君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

次に、古場正春議員の個人質問を許します。

○古場正春君

こんにちは、古場正春でございます。

全国的にごみの問題というのはいろんなトラブルが起こっているわけですよ。産業廃棄物から、また、家庭ごみと。全国的にごみ戦争といいますか、産業廃棄物から家庭ごみの出し方、また、ポイ捨てということで。

高度成長の40年頃から50年、隅田川から神田川、江戸川等は、本当のごみと産業廃棄物の汚水で、魚も住めない。私は中国へ行って見たのではないですけど、テレビ等で放映し

ていますよね。動物の死骸からごみから、ああいう状態だったんです、昭和の高度成長期は。それが、高度成長のときは千葉県にも相当の産業廃棄物が埋められて、捨てられたわけなんですよ。それから、八街も今、問題になって、撤去するのに大金がかかるということでございますが。

私もいろんなところに研修に行ったとき、朝4時45分頃に起きまして、5時から2時間ぐらい、そこの街を回って歩くんですけど、いつも言っていますけど、いい整備をされて、それで、ごみ1つない街がたくさんあるんです。だけど、八街というと、何だかゴミ捨て場みたいなのところがいっぱいあるんです。

そこで、八街の商工会議所の工業部と商業部でしょうか。そこで年に3回、朝の6時から榎戸駅、八街駅、五叉路と、ほかにいろいろ、14カ所のごみ拾いをやっておられるんです。それが、平成12年7月6日には、ごみ袋にして199袋なんです。これは大変なごみの量なんです。それで、平成24年7月12日なんですけど、3分の1の64袋なんです。それは、通町とか二区あたりはもうほとんどゼロに等しいんですよ。だから、14カ所を集めているんですから、すごくそこでも減っているわけです。それで、これは商工会議所のうわさなんですけど、もうこのごみ拾いはやめようかというような話を聞きましたので、商工会議所で、ごみ拾いは絶対にやめないで、続けてくださいと。1回やめると、二度とやるのは大変だということで、これからもずっと続けられると思いますけどね。

やはり、人が捨てるんですよ。それで、拾うんじゃなくて、捨てない心を市民に教える。捨てない心。拾うのは簡単ですけど、捨てない心を教えるというのは難しい。それで、だんだんと3分の1、4分の1に減ってきているわけです。平成12年度あたりは、1キロ歩きますと、大きな袋、特大にいっぱいぐらいたまっていたんです。それだけごみが散乱していたんです。ポイ捨てごみが。今では、10キロから15キロ歩いて、あの袋に半分ぐらいしかたまらないんですよ。それだけ皆さんがごみを捨てない。捨てる心がなくなった。

私も歩いていて、目の前でほんと捨てる者が何人かいましたけど、こらと言って、何をしているのか。何考えているんだと怒ったことがありましたけど。やはり、そのときに注意しないと。注意された人は二度ともう捨てないと思うんですよ。

それで、ごみ問題で質問をさせていただきますけど、環境美化看板とごみ袋についてお伺いいたします。

要旨（1）ゴミ捨て禁止看板は何種類あるのか。お伺いいたします。

要旨（2）各看板は何枚でお幾らなのか。1枚でもいいですけど。

それから、要旨（3）看板は年間何枚市民の皆さんに配付しているのか。お伺いいたします。

要旨（4）看板を配付、設置しての効果はあるのかどうか。いろんなところを回ると、「ポイ捨てストップ」とか「ごみ捨てやめて」とか「ごみ捨て禁止」とかとあるわけです。あれを立てて効果があるのか。商工会議所のデータを見ると、そういうのはどうかと思うんですけどね。

それから、ゴミ袋は年間何枚配付しているのか。これはゴミ袋の件ですけどね。また、市民が買うゴミ袋の金額が違うのは何故か。お伺いたします。

以上でございます。

○市長（北村新司君）

質問事項1、環境美化看板とゴミ袋について、答弁いたします。

(1)、(2)につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

ごみ捨て禁止看板につきましては、毎年度1種類購入しているところであり、その枚数は毎年度100枚でございます。なお、ごみ捨て禁止看板のデザインにつきましては、購入した年度により異なっており、以前はイラストを中心としたものでしたが、近年は文字のみとなっております。

このほか、犬のふんでお困りの方に配付している「犬のふんは飼い主が必ず持ち帰りましょう」と書いた看板を職員が手作りで作成しているところであります。

また、「不法投棄監視区域」の看板を市内31カ所に設置しているところであります。

なお、毎年購入しているごみ捨て禁止看板の購入金額につきましては、看板のほか、支柱及び看板と支柱を取り付けるねじ類を含み、平成24年度、平成25年度とも16万2千750円で、看板1組あたりの金額は1千628円程度となります。

次に、(3)、(4)につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

ごみ捨て禁止看板の配付枚数につきましては年間100枚程度となっております。また、犬のふんに関する看板につきましては年間150枚程度となっております。

なお、看板は、各行政区や自治会の役員の方をはじめ、市民の方からの要望に基づき無償で配付しておりますが、看板の設置に関しては市民の方などをお願いしているところであります。

看板を配付した効果につきましては、具体的に申し上げることは非常に難しいものと考えておりますが、看板を配付している枚数が年間100枚程度となっており、市民の方などからも要望が引き続き高いことから、一定の効果はあるものと考えております。

次に、(5)ですが、市の指定ゴミ袋につきましては、市とゴミ袋を卸売する指定袋取扱代理店との間で協定を締結しており、市が定める規格等に基づいて代理店がゴミ袋を製造し、小売店に卸しているところであります。現在、代理店として締結している事業者は2社で、平成24年度の販売枚数をごみ袋の種類ごとに申し上げますと、燃やせるごみ用のゴミ袋は、特大が153万枚、大が199万7千500枚、小が18万枚、合計で370万7千500枚でした。このほか、ゴミ袋につきましては、燃やせないごみが16万8千500枚、缶が25万6千枚、瓶が10万7千枚、プラスチック製容器包装が50万4千枚、ペットボトルが21万4千500枚、金物・小型家電・硬質プラスチックが6万3千500枚でした。また、この代理店制度では、市のごみ袋の卸売価格については特段の制限を設けておりません。このため、販売価格などに本市が関与することはなく、代理店及び小売店が自由に価格を設定していることから、価格に違いが生じております。

○古場正春君

2、3、再質問をさせていただきます。

結構な場所にごみ捨て看板が立っておりますが、ごみ捨て看板をいただけますかと市民の方が見えたら、何枚ずつ提供するのかわかり、お伺いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

状況にもよりますが、個人で来られて、看板が欲しいというような場合ですと、おおむね2、3枚程度を配付するというようにしております。

○古場正春君

2、3枚ですね。再度来られたら、どうなんでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、先ほど来出ておりますように、効果と申しますか、これは、先ほど議員さんもおっしゃられたように、近年はごみが減っておると。平成12年から比べれば3分の1になっているというようなことでございますので、やはり、看板についてはそれなりの効果があるということで、再度お見えになった段階でも、先ほど2枚、3枚お配りしたから、もうあげませんというようなことは、市とすればやはりできない。どのような状況で追加でまた欲しいのか、その辺をお聞きして、範囲が広いとか、いろいろな状況があると思っておりますので、それによって、その状況に応じては、やはりまた配付するというところでございます。

○古場正春君

ありがとうございます。

環境課にお聞きしますと、2度、3度と来られたら、やらないと。それで、どうしてわかるのかと言ったら、住所と名前を控えているからという話をお聞きしたんですけど、いかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

これは、同じ年に何度もお見えになってということにつきましては、やはり、状況に応じてはお断りするということもあるということでございます。

○古場正春君

私がこれを質問したのは何でかというのと、大きな会社じゃないんですよ。一軒の家なんですよ。そこに、すごいと思って、この質問をするのに数えてみましたら、12枚立っているんですよ。「犬のふん持ち帰れ」が3枚。それで、みんな15枚なんです。15枚なんです。そんなに一軒の家に。これは1枚2千円ぐらいするんですか。だから、八街じゅう、皆さんがくれくれと言って、みんながこういうことをやったら、八街はおかしくなりますよ。それはいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

その箇所につきましては、職員の方でも確認いたしました。ごみ捨て禁止看板が10枚、それから、犬のふんのポイ捨て禁止ということで、職員の手作り看板が5枚、都合15枚の

看板が確かに立っておりました。これにつきましては、1年で10枚の看板を配付したのではなくて、やはり、数年、毎年お見えになっているようでございまして、何年かかかって10枚ということ配付したということでございます。これにつきましては、この地主さんにつきましても、近隣を清掃していただいたり、この看板によってポイ捨てがなくなってきたということで、ご本人もこの看板の効果があるということで、市としても、きれいになっているということで、やはり、これをあえて拒むまでの必要はないということで、年間2、3枚の看板を配付したということでございます。

○古場正春君

ちょっと話が違うんですね。私が、「こんなに12枚も立てて、効果があるんですか。ごみを捨てる人はいませんか。」「いつも捨てられると。私は1メートルおきに欲しいんだと。効果はない」と言うんですよ。いかがですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

その地主さんが1メートルおきに欲しいというのは、これは、ポイ捨てがゼロになれば、ご本人ももらいには来ないと思います。効果がないのであれば、やはりそれだけ立てる気にもならないと思います。やはりそれは、ゼロにはなっていないけども、やはり以前よりは減ったと。もっと枚数があればもっと減るのかというふうなことでおっしゃっているんじゃないかというふうに私は思っています。

○古場正春君

わかります、言いたいことは。やはり、ポイ捨て看板を立てればいいというものじゃないですよ。金額は年間16万円もかかっているんですよ。大体100枚程度で。こんなにお金を使って看板を立てている、配付しているわけですよ。東金は小さいのを作った、4分の1ぐらいかな、安くて。だけど、黄色い色で作っているから、黄色というのは、太陽の光線が当たると消えちゃうんですね。八街の看板も壊れたのがありますけど、文字が消えるという色は使っていませんね。それで、こんなに看板は必要ないと思います、年間16万円もかけて。いかがですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

ポイ捨て看板につきましては、先ほどの市長の答弁の中で、100枚程度購入しておるといことで申しておりますが、担当の方にも指示しまして、現在、手作りの看板でも対応するようにということで、看板の方を手作りの方でも作り始めております。ただ、年間16万円の看板代で、議員さんも先ほどおっしゃっていましたが、ポイ捨てが3分の1に減ったと。この3分の1に減った中の1つの要因では、やはり、看板の効果があったということで、私の方は考えております。

○古場正春君

そのとおりなんです。だけど、これはずっと昔から立っているわけですよ。10年も20年も30年も前から。

データがちょっと商工会議所出ていますので、いただいて見たら、こんなに減っている。

それで2週間行かないと、4週間目に行くと、またすごたまるんですよ、ごみが。だから、効果はないんですよ。それで、そこに看板があっても、ちょっと横に捨てるというようなね。看板に金をかけるんじゃないで、手作りでできるものは手作りでやる。

印刷物というのは、1つのものをまた変えると、デザイン料というのが高いんですよ、判代といいますかね。だから、前はポイ捨てストップとか、ポイ捨てやめてとか、いろいろありますよ。それを変えるたびに莫大な金がかかるんです。だから、1つに絞って、もっと効果のある看板を設置していただきたい。

次に、ごみ袋の件なんですけど、燃えるごみ大だとしますと、これは10枚で1袋になっているんですね。10枚1袋で7円で買えるところもあるわけです。また、あるお店では147円。すごいでしょ。14円も高いんですよ。市民が八街のごみ袋を買うのに、7円で買う人と147円、14円高い金額で買う人がいるんですよ。今あっちこっちで、2、3カ所、中は80円、大は100円と書いた看板がありますけど、これは統一できませんでしょうかね。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、先ほど市長の答弁にありましたように、卸売店と小売店の、これは代理店という制度の中で、市が規定したごみ袋を製造していただいて、それで小売店によって、それぞれ営業努力によって単価が違っているということです。これが、例えば1社しかなくて、高値で全部市内全域を売られておるということになれば、これはやはり市としても考えなければならない。ただ、現在のところ、そういう2社の中でそれぞれが自社努力の中で値段を設定しておるという中では、市民の方にこういうことを言うてどうかと思いますが、お安いところでお買いになっていただきたいというふうに考えております。

○古場正春君

それはわかっています。だけど、普通の商売といいますと、傷あり、わけあり、そういうものは安い。それから、3種類の品物を買っても材質が違うから、素人には見えないけど、値段が違うとか。弁当にすると、今は弁当いっぱい売っていますけど、作って3時間過ぎたら割引をすとか。いろんな問題がありますけど、ごみ袋というのは、材質から何から、みんな同じなんですよ。同じ。傷もあるから安いとか、そういうのであそこのお店は安いとかはないんですよ。それを企業努力でいろいろやっていると思うんですけど、80円と100円というのがあるんですよ、3カ所ぐらい。何百枚と売っているわけです。

それで、もう一回お聞きしますけど、統一できないか。

○経済環境部長（中村治幸君）

ごみ袋の値段の統一ということになりますと、これは市の方で委託販売という形になるかと思えます。そうしますと、やはり、小売店に対して販売枚数に応じて市が手数料を払う方法になるかと思えます。そういうふうな形になりますと、現在より経費的にもかかるし、やはり、これは、小売店あるいは卸売店の努力によって単価を決定している現在のやり方について、これを統一するという事について、しなければならないという不都合は、私の方

はないというふうに考えております。

○古場正春君

これは7円だからいいけど、これが700円だったらね、1千470円なんですよ。すごい幅があるわけですね。そのあたりをご検討いただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で古場正春議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで、昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。桜田秀雄議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

桜田秀雄です。私は4点について質問をいたします。

私は、今回、エコロジカルな知恵、社会的公正と正義、参加民主主義、戦争はしない、持続的可能性の追求、多様性の尊重という6つのグローバルグリーンズ憲章の理念に基づき、緑の社会ビジョンを実現するため、緑の党グリーンズジャパンの立ち上げに参画し、初の国政選挙に挑戦いたしました。選挙報道の中で、期日前投票率12.36パーセント、前回比1.07倍とのお話をお聞きし、投票率が上がるものと期待いたしましたが、結果は戦後3番目に低い52.61パーセント、八街は43.44パーセントで、全国平均を約10パーセントも下回る結果となりました。

そこで、質問1、選挙制度についてお伺いをいたします。

私は、八街開票所の立会人をさせていただき、終了後、開票所立会人を経験した各市町村との交流会を行いました。初めて体験した人が多く、期日前比例区の投票箱が開かれた際、8割近くが特定候補の票でびっくりしたという発言があり、私も一瞬耳を疑いました。初体験者らしく着目点に斬新さが感じられ、気にもとめなかった自分が恥ずかしい思いをいたしました。

そこで、選挙制度についての質問ですが、(1)投票所立会人について。投票所立会人の選定はどのように行われているのか。また、若者の政治参加を促すために公募し、若者が投票所立会人になれるよう検討することを求めるが、いかがか、伺います。

次に、(2)期日前投票について。制度創設の際、メリットとして、投票率の向上、デメリットとして、組織政党や団体に悪用されないかが議論されました。

①期日前投票の推移及びメリット、デメリットについて、八街市はどのように考えているのか、お伺いいたします。

また、②投票の際、宣誓書の提出を求めているが、宣誓書の発行枚数と効力について、お伺いいたします。

次に、(3)、政権与党の安定多数により今後3年間、国政選挙はないと言われています。選挙終了後も他の政党の候補者等のポスターが見受けられているが、撤去してほしいという市民の声があります。ア、政党党首の顔写真入り、イ、政党の文字のみ、ウ、ツーショット写真入り、エ、現職国会議員の写真入りのポスター、個々の撤去可否の必要性及び法的根拠についてお伺いいたします。

質問事項2は、八街駅北側事業についてであります。

①最終的な事業経費、②構造物の破損件数及び補修経費の総額、③水景施設の稼働状況、次に、①公共核施設用地の購入価格及び現状価格は幾らか、お伺いいたします。②店舗用地等の事業計画はどのようになっているのかをお伺いいたします。

次に、質問事項3、農業問題についてお伺いいたします。

先日、鴨川の限界集落で、鴨川市の農村回帰事業に応募し、古民家に移住し、農業を営むお宅を訪問、交流をしてみました。

①八街市において、農家の空き家はどのくらいあるのか。②空き家を活用した新規就農者の取り組みについて、お伺いをするものであります。

最後の質問事項4、公園問題。公園の遊具、健康補助器具の整備について、お伺いいたします。

①都市公園に大人の健康補助器具の整備、②遊具の設置要望件数の現状及び整備計画について、お伺いをするものであります。

○市長（北村新司君）

質問事項2、八街駅北側事業について、答弁いたします。

(1) ①ですが、平成11年3月25日事業認可時点の事業費は60億9千560万5千円でしたが、移転補償金の再精査や施設整備水準の見直し、工事請負費の差額などから、最終的な事業費を52億4千720万6千円に見直し、今年3月に換地処分公告を行ったところでございます。今年度におきましては、事業終了に向けて、清算金の徴収・交付等の業務を進めております。

次に、②ですが、経年劣化による構造物の破損やボラード等へのいたずら、夜間の車による当て逃げなど、警察からの物損事故などの報告件数を含め、平成16年度末の駅北口の供用開始から平成25年3月末までに7件発生しております。

また、補修にかかる経費の総額につきましては、経年劣化による構造物の補修工事と、いたずらによるボラードの交換や当て逃げ事故、また、照明器具の交換費用等を含め、維持管

理補修費の総額としては、8年間で約200万円を支出しております。

次に、③ですが、八街駅北側に設置してございます森のいずみ公園の噴水は、平成23年3月11日の東日本大震災以来、停止している状況でございますが、本市の財政状況が厳しいことから、再稼働することは現在のところ考えておりません。

次に、(2)①ですが、千葉県土地開発公社から平成20年度までに公共核施設用地として約5千600平方メートルを、一般財源と基金を活用し、その間の利子を含め、約8億6千万円で買い戻しを行いました。また、現状価格につきましては、不動産鑑定などを実施し決定されますので、現在のところ算出されておられません。

次に、②ですが、今年の6月の定例議会で個人質問4、林政男議員に答弁したとおり、店舗用地につきましては個人所有地であることから、市といたしましては、土地所有者の方々の意向調査に基づき、進出を希望する企業に対し、リーフレットの配布や土地活用情報等の提供を行い、側面から市の発展・活性化に向けて、支援を行っているところであります。

次に、質問事項3、農業問題について、答弁いたします。

(1)①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

農家の空き家件数につきましては、調査等をしておりませんので、正式には把握しておりませんが、相談等により、2件承知しております。そのうち1件につきましては、新規就農者が農家住宅、農地及び農業用施設を取得し、営農をする予定で進んでおります。今後も空き家と農地が一体として貸し出しが可能なものであれば、新規就農者と相談の上、優先的に支援してまいりたいと考えております。

次に、質問事項4、公園問題について、答弁いたします。

(1)①ですが、八街市の都市公園につきましては、街区公園11カ所、近隣公園2カ所があり、また、宅地造成地内には約120カ所の公園が設置されております。現在のところ、大人の健康補助器具を設置してある公園はございませんが、既存の施設につきましては、定期点検、ベンチの修繕等、適正な維持管理に努めているところでございます。ご指摘の大人の健康補助器具整備につきましては、全国の自治体でも背伸ばしベンチ、肩回し盤、ストレッチベンチ、腹筋ベンチ等、大人の体力維持を狙った健康補助器具が各地で増えていると聞いております。本市といたしましては、財政状況が大変厳しいことから、現在、整備を行うことは困難な状況であると考えております。しかしながら、健康補助器具の利用は医療・介護費用が膨らむ高齢者に少しでも長く健康を維持してもらい、要介護状態に陥るのを防ぐ狙いもあることから、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。なお、現在、本市においては、けやきの森公園や中央公園等に市民がウォーキングができる園路等の施設がございますので、ご利用いただければと考えております。

次に、②ですが、今年度において、公園における遊具の要望件数といたしましては、更新4件、修繕4件となっており、そのうち、修繕につきましては3件が終了しております。整備計画につきましては、平成24年度において遊具点検を実施した結果、点検業者より撤去、更新を勧められている遊具について、都市公園4カ所、児童遊園1カ所の更新、及びその他

児童遊園等の遊具の修繕の対応として、今回の補正予算に計上したところでございます。なお、今年度においても遊具点検業務を予定しておりますので、その結果をもって改修等を検討してまいりたいと考えております。

○選挙管理委員会事務局長（石毛勝君）

質問事項1、選挙制度について、ご答弁申し上げます。

(1) ①でございますが、投票日当日の投票立会人の選任につきましては、公職選挙法第38条の規定によりまして、各選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、2名以上の方を市選挙管理委員会が選任することとなっております。また、期日前投票立会人につきましては、当該選挙の選挙権を有する者の中から、投票日当日の立会人と同様に選任することとなっております。投票立会人の仕事といたしましては、各投票所の投票事務が公正・適正に行われているか、及び、投票で不正がないかどうかを監視することが主な仕事でございます。投票または職務上知り得た秘密を漏らさないなど、責任ある行動も求められるものでございます。立ち会う時間につきましては、投票開始前の参会時刻から投票所の閉鎖まで、もしくは、開票所への投票箱の送致までと、長時間にわたる立ち会いとなるものでございます。このことから、現在は投票区と行政区がおおむね重複することもございまして、各区等自治会の長に投票立会人の推薦をご依頼申し上げまして、本人の承諾を得て選任させていただいております。

次に、②ですが、若者を投票立会人に選任することにつきましては、若年層の投票率が低い状況の中、選挙事務に興味をお持ちで資格要件を満たす若者が何人応募されるのかは未知数ではございますが、選挙啓発の一環としまして、若い世代の方に選挙をもっと身近なものとして感じていただくとともに、明るい雰囲気での投票できる投票所作りを推進するための1つの方法であると考えております。今後、少ない人数で事務に当たっております。中・若年層の投票立会人の募集につきましては、募集事務及び資格要件審査並びに連絡調整から選任に至るまでの、煩雑にならず、本来の選挙事務である管理執行に支障を来さない範囲での実施が可能かどうか、検討してまいりたいと考えております。

次に、(2) ①ですが、期日前投票につきましては、期日前投票制度の創設等に関する内容につきまして、公職選挙法が一部改正され、平成15年12月1日から施行となりました。改正以降の期日前投票率の推移につきましては、選挙の種類または時期等によりまして数値も異なりますが、施行当初の平成16年の参院選を例に見ますと8.5パーセント、投票者数は約5千人であったものが、さきの参院選におきましては10.5パーセント、投票者数は約6千300人と、年々増加傾向となっております。

この制度施行によるメリットといたしましては、従来の不在者投票制度が改められまして、選挙期日前の投票手続の簡素化等、選挙人が投票しやすい環境が整えられたこととございます。改正以前の不在者投票制度におきましては、見込みではなく、確実に選挙期日の投票が困難であるということが必要条件でございました。また、宣誓書の提出に際しまして、お出かけの行き先や理由を詳しく記入するなど、プライバシーの侵害と感じられることもあった

ようですが、そのような部分も改善されまして、手続におきましても、投票用紙を内封筒及び外封筒に入れて、外封筒に署名するという手続が不要となり、そのまま投票箱に投函できるようになったものでございます。なお、投票事務におきましても、投票日当日に各投票所において相当数の封筒を開封し、投票管理者、投票立会人の立ち会いのもと、受理、不受理の決定、封筒の開封作業などがなくなることから、事務負担が大幅に軽減されております。

これに対しまして、デメリットといたしましては、不在者投票と異なり、投票箱に直接票を投じているため、いかなる理由があろうとも、有権者が期日前投票後に投票の取り消しや再投票を行うことができません。このため、投票した有権者が選挙期日までに選挙権を喪失した場合に、期日前投票ではそのまま有効な票となって開票されることとなります。こういった点につきましてはデメリットであると考えております。

次に、②ですが、期日前投票につきましては、ご承知のとおり、本来は選挙の当日に選挙人自らが投票所に行き、投票を行わなければならないところを、公職選挙法の規定により、選挙の当日、同法で規定する事由に該当すると見込まれる方につきましては、規定される期間に期日前投票所において投票することができる制度でございます。しかし、この制度は、投票者が自由に投票する日を選択できる複数投票日制ではございませんので、現行の選挙制度において選挙の期日前に投票するためには、公職選挙法に規定する事由のうち、選挙人自らが該当すると見込まれる事由を選んで、当該事由によるため、選挙の当日に投票できないということを申し立てた宣誓書を提出する必要があるとございます。本市における期日前投票の手続としましては、投票所の入場整理券、または、その他の手段で本人の確認を行い、期日前投票システムにより選挙人名簿登録者であることを確認した後、氏名の振り仮名、住所及び生年月日が記載された宣誓書をプリンターから出力いたします。その内容確認の上、署名していただいております。

なお、さきの参院選におきまして、パソコンにより市のホームページから期日前投票に係る宣誓書はダウンロードできる準備が整っておりませんでしたので、ダウンロードされた宣誓書はございません。したがって、当該選挙におきます宣誓書の発行数は、期日前投票所における投票者数と同数であります6千289枚でございました。

宣誓書の効力といたしましては、公職選挙法の規定による宣誓のほか、選挙当日に3倍ほどの選挙人が、期日期間の中で、市内の全選挙区から期日前投票を行うために来場されるということや、事務従事者も日々変わることもあり、選挙人の本人確認も兼ね、なりすまし等の不正投票や選挙違反の防止、あるいは、選挙の当日に投票できないと見込まれる事由を投票システムにより集計いたします。これによりまして、投票者のうち、どの事由により、どの割合で期日前投票が行われたのか、統計をとりまして、選挙結果調べを作成し、投票の状況を把握した上で、今後の選挙に反映させようとするものでございます。県選挙管理委員会にも同様に報告をしておるものでございます。

次に、(3)①ですが、公職選挙法の規定による文書図画のうち、ポスターにつきましては、政治活動用ポスターと選挙運動用ポスターに分けられます。さきの参院選におきます選

挙運動用ポスターにつきましては、あらかじめ用意されました公営ポスター掲示場に選挙区の候補者のみを掲示することができます。また、政治活動用ポスターにつきましては、個人と政党等の政治活動用に分けられます。

まず、個人の政治活動用ポスターにつきましては、公職の者を含む公職の候補者、または、公職候補者になろうとする者の政治活動のために使用されるポスターでございます。

政党等の政治活動用ポスターにつきましては、政党その他の政治活動を行う団体が、その政治活動のために使用するポスターでございます。

ご質問のそれぞれのタイプのポスターにつきましては、主に政治活動用ポスターと思われませんが、俗に言うベニヤ板等による裏打ちポスターのような掲出形態や、ポスターに明示する文言等の内容、明示する人物と政党等名称の面積割合、掲出時期、場所等、ポスターが掲出された状況によりまして、判断が異なる場合がございます。それぞれ状況を確認してみなければ、一概に政党等政治活動用なのか、個人用に該当するものなのか、または、選挙運動用に該当するものなのか、言い切れないところでございます。

しかしながら、公職選挙法143条の規定によりまして、政治活動用文書図画の掲示につきましては制限がございます。個人の政治活動用ポスターで、当該公職の候補者等の氏名または氏名が類推されるような事項を表示するポスターにつきましては、当該選挙の任期満了日の6カ月前から掲示することができません。

また、政党等の政治活動用ポスターにつきましては常時掲示することとされておりますが、氏名または氏名が類推されるような事項を記載されたものが当該候補者となったときは掲示期限の対象となり、公示日または告示日の翌日から選挙期日まで掲示することができません。さらに、私人が所有する、または、管理する土地及び建築物に掲出する場合には、許可なく掲出することはできませんし、公の土地及び施設等に掲出することはできません。

これら制限の対象になりますポスターにつきましては、公示日以前に千葉県選管委員長、千葉県警本部長、千葉県知事ほか、国・県・道路管理者、東京電力、NTTなどの連名によりまして、違法ポスター等の自主撤去の申し入れが、当該選挙の立候補予定者及び政党・政治団体の代表者に対して通知されております。当事務局におきましても、全ては把握してございませんが、県選管より調査依頼がございまして、把握できている範囲で報告しており、地権者等から苦情があった事案につきましては、当該候補者の選挙事務所に撤去の連絡を行い、対応をされております。また、警察当局におきましても把握されていると思われるもので、違法性のあるものに関しましては是正勧告等がなされているものと思われまます。なお、選挙運動用ポスターにつきましては、選挙期日後、撤去が義務付けられておりますが、選挙期日以降に掲出された政治活動用ポスターにつきましては制限の対象外であると考えております。

○桜田秀雄君

それでは、再質問なんですけど、順不同ですけど、質問2から入らせていただきます。

先日、噴水施設の電気メーター調査員、この方が使用量を調査しておりました。どのくら

い使いましたかと聞いたら、いや、使った形跡はございませんと、こういうことでした。今、市長の答弁の中で、それが裏付けられたということかなと思いますけども、担当課の話によりますと、噴水の計画の際、水景施設A、B、C、3つの案があったと。そして、安全性、初期投資、ランニングコスト等の総合的な評価として現在の施設になったのだと、こういうお話でした。森のいずみ公園の請負額6千405万円、この中に含まれており、ここに見積もりはしていないとの回答でございましたけども、初期投資とこの見積もり、これは私はイコールではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

初期投資イコール見積もりということでございますけども、最初に設計した段階で、いろんな要素で検討してございます。その中で、安全面とか、2メートルぐらいの滝でございまずので、登ったり、危険ということで、総合的に判断した中で今の形を選定したわけで、その中で個々には見積書はとってございません。

○桜田秀雄君

ここで、執行部の皆さんに資料を配付させていただきましたけども、当初、執行部は、市は、この3つの案が計画の中にあったと、そういうお話でございました。どれがよかったかという質問をしますと、皆さんはなかなか返事しづらいだろうと思いますので、一人の市民として、好みとして、私はこの案が好みだなと、そうお思いの方はちょっと手を挙げてほしいんですが。

執行部の皆さん全員にお伺いします。A案が好みだと思われる方、手を挙げてもらえますか。B案が好みだという人はいらっしゃいませんか。次に、C案が好みだと、こういう人はいませんか。全員、答弁拒否ですか。再度伺います。A案が好みだという人、いませんか。B案が好みだという人、いませんか。C案が好みだという人はいないでしょうか。これは、執行部の方から計画段階で市民会議の方に、今、行政の中でこういう検討をしていますと、こういうお話がありました。ですから、私は、これは議員になる前の話ですが、八街駅やカインズホーム、いろんなところで即、シール投票をやらせてもらいました。その結果、この資料がお配りしてありますけども、市民の感覚としてはこういう数字が出ております。結果的には、皆さんもご存じのように、A案、いわゆる最もオーソドックスな噴水、これができました。でき上がってしまったので、今さら何だかんだと言いたくないのですが、市長にお伺いします。先ほど、財政が厳しいから当分動かす考えはない、このようにおっしゃってございましたけども、ランニングコストはどのぐらいを見込んでいますか。

○建設部長（糸久博之君）

今現在休止しておりますので、それほどかかっておりませんが、これまでに、噴水池という事で年間、維持していくには、定期的な清掃等を実施しております、休止前におきましては年間で13、4回、清掃をしております、清掃費で10万程度かかっております。あとにつきましては、水道代と維持費、電気代になるかと思えます。

○桜田秀雄君

要するに、稼働しなくてもしても、ある程度のランニングコストはかかるということもございますけども、じゃあ、電気料はどのぐらいを見込んでいますか。

○建設部長（糸久博之君）

稼働してもしなくても同じというわけではなくて、稼働しているときには10万円ぐらいかかりましたけども、今現在は稼働していませんので、年間1回程度の掃除をしておりますので、今は8千円ぐらいでございます。あと、電気代、水道代につきましては、一体的に公園としておりますので、個々にこれという形ではなかなか難しい現状でございますけども、平成22年の稼働におきましては、水道代と電気代で14、5万円ございました。

○桜田秀雄君

市長にお伺いしますけども、先ほど述べたように、財政が厳しいからちょっと動かせそうもないと、こういうお話でした。本当に今年の夏は、市長もご存じのように、暑かった。私も7月中はほとんど外に出る機会がありませんでした。市民の皆さんからも、何であそこに噴水があるのに動かしてくれないのだろうと、こういうお話うちの方にも何件かありました。せっかく市民の税金で作ったわけですから、ぜひこれを動かす方向で、夏場だけでも動かす方向で検討を願えませんか。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁して大変恐縮でございますけども、本市の財政状況が大変厳しいということがございまして、現在のところは稼働する考えはございません。

○桜田秀雄君

せっかく作った施設が稼働しない。財政を主な理由にしておりますけども、私はそれ以外にも理由があるんじゃないかなと、そのように考えています。八街は特に風の強い地域でございます。あの噴水を稼働して、例えば、噴水が2メートル、3メートルも上がりますと、強風が吹くと、あその直径は5メートルぐらいですから、外に流れてしまう。いろんな皆さんに迷惑をかけてしまう。こういう状況もあるのではないかと、このように推測しているのですが、もしそうしたことがあれば、これは行政の瑕疵にあたります。これはあくまでも財政上の理由だけですか。

○建設部長（糸久博之君）

噴水につきましては、当初、高さを調整できるようにしてございまして、4メートル、5メートルぐらいまで上がる状況でございました。確かに、風がありますと、周りに飛び散ってございましたので、高さを調整して1メートル、2メートル、風があつたときでも、周りに飛ばないようにやっております。今休止している状況につきましては、さまざまな点でいろいろ経費等の削減を図っているということもございますので、今、再稼働はしていないということでございます。

○桜田秀雄君

では次に、質問事項4、公園問題についてお伺いいたします。

さきの6月議会におきまして、地域の元気臨時交付金として1億6千万円の補正予算が提

案されました。審議の過程で、公園の遊具更新を進めていただきたいと、このように申し上げたわけでございますけれども、9月の補正予算の中に公園遊具の更新として1千262万1千円が計上されています。平成21年、平成22年、経済交付金及びきめ細かな臨時交付金、これを使って約88件の公園遊具の撤去、更新を行いましたけれども、今回は何件ぐらいを予定しているのか、お伺いします。

○建設部長（糸久博之君）

今回の補正では、遊具の更新、撤去の方を9件と、あと、維持補修を9件予定しております。

○桜田秀雄君

市民の皆さんからいろんな要望が出ていると、先ほど4、5件あると言いましたけれども、今回の検査を通じて、ほぼそうした市民の皆さんの要望は完全にもうできると。ほとんど公園遊具の整備は終わると、このように理解してよろしいですか。

○建設部長（糸久博之君）

市民からの多くの要望につきましては、簡易的なベンチの修繕とか撤去等でございます、これにつきましてはほとんど対応している状況でございます。また、新規に設置要望もございますけれども、この補正の中で、今回1カ所対応しているものもでございます。あとは、修繕等で直していく予定でございます。

○桜田秀雄君

わかりました。

それでは、質問事項1、選挙制度について、お伺いいたします。

ここに選挙宣誓書の写しがございますけれども、一応、4項目によって宣誓をしていただく。宣誓書について、うその申告を行った場合、これはどのようになるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（石毛勝君）

あくまでも、期日前投票にいらしたときに、その宣誓書を書いていただくということでございます。これについても、当然のごとく、今郵送されております入場整理券におきましては、私どもの方のパソコン入力、いわゆる選挙人名簿との照合をした上で宣誓書をお出しして、なおかつ投票していただくということになっております。あとは、なりすまし等につきましては、現状といたしまして、まず、宣誓書を書いていただく上でのご本人の本意としての確認しか実質としてはできないものと考えておりますが、それを私どもがその段階で全員を疑うことはもちろんできませんので、そのように認識しております。

○桜田秀雄君

先ほど、最初の答弁の中でもありましたけれども、これは、不在者投票と違って、期日前投票は、一旦投票箱に投票券を入れてしまったら、後で不正があったとしても、これは有効として取り扱われますよね。

そういうことなんです、例えば、よそでこういうことがありました。投票券をなくしたと申告しまして、宣誓書をもって期日前投票を行いました。その後、投票日に投票券を持参

して、本人が、私はまだ投票していないと、こういう形で強引に粘りました。こういったとき、選挙管理委員会は投票を拒否できますか。

○選挙管理委員会事務局長（石毛勝君）

今のご質問ですけど、今の八街市の期日前投票の方法といいますか、これにつきましては、入場整理権をお持ちになれば、そのままパソコン、バーコードがございいますから、できます。しかしながら、本日持ってこなかったという、当日に持ってこられない方も中にはいらっしゃいます。その際には、先ほどご答弁申し上げましたけども、まず、生年月日、住所、お名前をその場でご本人に名乗っていただいて、それを選挙人名簿と照合した上で、宣誓書をパソコンからお出ししている。宣誓書をお持ちになるということは、今の状態ではダウンロードできてございませんので、今まで、先般の参議院選までは、あくまで期日前投票場において宣誓書をこちらがお出しして、内容確認をしていただくということでございますので、その段階で投票された方については、選挙人名簿の消し込みをいたします。そうした場合に、投票場において、例えば、今おっしゃられたように投票券、入場券、整理権をお持ちになったという方がいらっしゃった場合には、既に投票が済んでいるという形になって、処理をしているところでございます。

○桜田秀雄君

宣誓書、本当にどこを調べても、罰則規定は見当たりません。この宣誓書のうそ書きが一部あっては、社会的な公正、あるいは、正義、これは保たれません。日本には、神々に誓ってうそ偽りは申しませんという意味での、天地神明に誓って、うそは申しませんという言葉があります。宣誓書は係員の前で書くことで良心が動き、働き、正確に書けるものだと私は思います。これが事前にダウンロードして書ければ、罪の意識も薄まって、さまざまな問題が生じてくると、このように思います。選挙管理委員会はダウンロード検討中という話でございますけれども、この辺はぜひ慎重にやっていただきたい。こう思うんですが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（石毛勝君）

桜田議員のおっしゃるとおり、私どもはダウンロードについて準備を進めておりますところでございますが、当然のごとく、事務局サイドといたしましても、そういった問題が発生する可能性は十分にあるというふうに認識しておりますので、注意を重ねた上で、そういったシステムを使うのであれば実施していきたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

現在、防災無線によって、投票率の広報がある一定時間に行われております。例えば、夕方18時現在20パーセント、このように報告された場合、実際には期日前投票は含まれていませんから、30パーセントを超えていると、こういう状況です。しかし、こうした放送を聞いた場合、市民がどのような投票行動を起こすか、この辺を私は大変心配しております。例えば、夏に行われた参議院選挙、夕方18時現在で20何パーセントと言われますと、夕方は農家の皆さんは、本当に涼しくなって、ようやく仕事ができると、こういう時間帯です

から、あまり低いのであれば、もうやめておこうかと、そういうふうになっていく可能性があると思うんですが、そうした意味で、ぜひ広報の中に期日前投票も含めて広報できないか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（石毛勝君）

これにつきましても、事務局の中で議論しているところでございますが、その都度、県選管への報告ですとか、そういうものがございます。この中で、県選管への報告は、期日前を最終的に含めた報告をするということで、私どもは集計を当然パソコンを使ってしております。各投票所から集まったものをいち早く集計を出して県に報告するというので、放送については、多少時間をずらせば、そういうことも可能かとは思いますが、これにつきましては、事務で間違いがあつてはいけませんので、あくまでも、県に報告するものを間違えてしまうと、八街市だけの問題ではなくなってしまうので、そういうものを十分考慮した上で検討していきたいというように思っています。

○桜田秀雄君

質問を終わります。

○議長（中田眞司君）

以上で桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、林修三議員の個人質問を許します。

○林 修三君

誠和会の林修三でございます。本9月議会の一般質問、対面式での登壇の機会をいただき、ありがとうございます。今回質問させていただきましますのは、1、安心して過ごせるまちづくり、（1）暑さ対策について、2、活力あふれるまちづくり、（1）JR駅前周辺の活性化について、3、未来あるまちづくり、（1）子どもたちの未来あるまちづくりについての3点でございます。

さて、今年の夏は異常なほどの暑さが続き、朝夕の挨拶は、毎日、今日も暑いですねから始まり、今日も暑かったですねと終わっております。8月12日は、高知県四万十市で41.0℃という、国内観測史上最高を記録しました。8月中旬の平均気温も全国的に平年を2℃以上上回ったとかということで、今になって、その反動が私たちの身体に及んでいるようでございます。

一方、地域によっては、これまでに経験したことのないようなと言わしめる集中豪雨が襲い、大きな被害をもたらしています。幸いに、私たちの八街市ではゲリラ豪雨はなく、昨日、一昨日の雨は、むしろ救いの雨ではなかったのかなという思いがいたします。いずれにしましても、異常な気圧は急な雷や竜巻を発生させ、八街市でもいつあるかが想定できないところでございます。いずれにしても、予測できない異常気象や自然災害に、より一層の備えが必要かと思われまします。すなわち、想定外を想定内とする日頃からの取り組みや備えが必要ではないかと思われまします。この7月の異常な暑さは、今後、9月もまだまだ続きそうな気配です。行政としても何らかの形で暑さ対策を講じるべきではないかと考えまします、次の6点に

ついてお伺いいたします。①7～8月のドクターヘリ・救急車の利用状況について、②7～8月の八街市における熱中症者の実状について、③独居老人の熱中症対策について、④給食センターにおける暑さ対策としての食膳工夫・注意点について、⑤小中学校の運動会、体育祭の一学期実施についての考えについて、⑥暑さ対応への防災無線の活用状況についての6点をお尋ねいたします。

次に、質問の第2は、活力あふれるまちづくり、(1)JR駅前周辺の活性化についてですが、元気で活力あふれる八街市は市民みんなの願いでございます。それには、駅前周辺の活性化や八街市商店街の発展が望まれます。そこで、①市の開催の現状と今後の計画について、②八街市総合計画における駅前まちづくりの修正点と今後の計画予定について、③八街のまちづくりのリーダー育成策について、④産業まつりに関する駅前連携策について、お尋ねいたします。

次に、質問の第3は、未来あるまちづくり、(1)子どもたちの未来あるまちづくりについてですが、少子化減少は年を重ねるごとに進み、全国的な課題となっています。八街市も人口が減少してきており、何とかしてこの少子化問題に歯どめをかける必要がございます。また一方で、今の子どもたちの抱える課題が多々残っております。そこで、①八街市における少子化の現状について、②少子化対策への具体的な努力点について、③子どもたちの不登校対策の努力点についての3点について、お尋ねするものでございます。

以上のことにつきましてお伺いいたします。どうぞ明快なご答弁をお願いいたします。よろしくお祈りいたします。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後01時57分)

(再開 午後02時07分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、安心して過ごせるまちづくりについて、答弁いたします。

(1)①、②については、関連がございますので、一括して答弁いたします。

7月1日から8月末までの間におけるドクターヘリ・救急車の利用状況につきましては、その救急出動件数は合計で583件でございました。また、これらの救急出動件数を事故種別に分類いたしますと、急病391件、交通事故72件、一般負傷69件、その他51件でございます。なお、救急出動のうち、熱中症による出動件数は39件、ドクターヘリの要請件数は13件でございます。

次に、③ですが、高齢者は体温を調節する機能が低下していることが多く、熱中症になりやすくなっております。今年の夏は記録的な猛暑が続き、熱中症により体調を崩し、中には

救急搬送された方もあったと聞いております。本市では、熱中症やその予防知識の普及に向けて、高齢者のみの世帯を対象に実施しております配食サービスの利用者負担金の納付書の発送時や、75歳になった方への後期高齢者医療被保険者証の発送時に、熱中症の発生しやすい状況や、熱中症にならないためのポイントなどを掲載したチラシを同封したり、介護予防教室の開催時にチラシを配布する等により、熱中症への注意を呼びかけています。

次に、⑥ですが、暑さ対策として、平成22年度に、熱中症にならないように予防対策をするよう、防災無線を活用して市全域に注意喚起をしており、平成23年度も引き続き防災無線を通じた注意喚起をしたところ、苦情が寄せられたため、現在は行っておりません。熱中症につきましては、テレビ、ラジオ等でも注意喚起の放送が多くなされていることでもありますので、本年度は広報紙に「熱中症に注意」を掲載し、お知らせしております。

次に、質問事項2、活力あふれるまちづくりについて、答弁いたします。

(1) ①ですが、八街駅北口の公共核施設用地を利用して駅周辺の活性化を図ることを目的に、八街商工会議所が中心となって、会議所の会員や各商店街等の方々などを含め、17事業所が集まり、「やちまた未来」と称した出店組合を設立いたしました。この組合には、本市の特産品の落花生の販売を含め、新鮮野菜、麺類、総菜やかばん等の販売店など、多種多様な事業者が集結しており、市の開催に向けて、開催日、内容等の協議を重ねてきました結果、市の名称は「やちまた駅北口市」で決定し、9月より第2日曜日の午前9時から午後4時までの開催を基本として市がスタートする運びとなりました。9月8日の初日には、午前8時30分より、開始にあたってセレモニーを行う予定であります。なお、会場中央に仮設でありますステージを設置し、小中学校の児童・生徒が音楽発表会を行う予定で進めており、誰でも気軽に使用できる発表の場として、出演団体も常時募集していると聞いております。さらに、各学校等が市開催期間中はいつでも自由に使用できるよう、ブースを1カ所確保されております。今後の予定といたしましては、基本として毎月第2日曜日の開催ではありますが、11月には、八街大祭で市役所駐車場に各区の山車等が勢ぞろいして、おはやしが競演する第1日曜日に市を開催するなど、ともに本市を盛り上げるための創意工夫した対応にも心がけております。また、この市が将来にわたり駅前の活力あるイベントになるように、市と八街商工会議所とで、のぼり旗の作成や新聞折り込みでのチラシの配布などを支援しておりますが、今後も八街駅周辺のさらなる賑わいの創出に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、②ですが、第2次基本計画の実施計画に記載されている中心市街地の整備でございますが、八街駅北側地区土地区画整理事業は今年3月に換地処分公告を行い、今年度内の事業終了に向けて、清算金の徴収、交付等の業務を進めております。また、街づくり総合支援事業につきましては、県が施工する国道409号の電線共同溝整備を残して全て完了しております。八街駅南側地区市街地整備事業に伴う駅前広場改良及び自転車駐車場整備事業につきましては、本市の厳しい財政状況等により、実施に向けての検討には至っておりません。自転車駐車場及び自由通路等管理運営につきましては、業務委託内容の見直しを図りながら、

計画どおり進んでおります。榎戸駅施設整備事業につきましては、平成26年秋の工事着工に向け、現在、JRと協議中でございます。

次に、③ですが、千葉県では、本年6月の定例県議会において補正予算で成立しました新規事業として、千葉県地域商業活性化コーディネーター派遣事業を創設したところであります。この事業は、地域商業の活性化に取り組む意欲はあるが、事業の具体化まで至っていない商店街やグループに専門家を派遣して、活性化に向けた勉強会の立ち上げや、事業の実施に対するきめ細やかな支援、活動の中心となるリーダーへのアドバイスや、事業継続に向けてのフォローアップ等を行うことを目的とした事業でございます。派遣対象は、商工会議所や商店街等で年間10回以内の派遣回数となっており、派遣にかかる謝金及び旅費は全て県が負担するものでございます。

本市では、八街駅南口商店街振興組合の一店逸品事業や、八街商工会議所飲食部会での八街産生妻を使用したジンジャーエールやちまたの商品開発事業、青年部のヤチ婚事業等に取り組んでおり、今後も商工団体が活性化に向けた勉強会や新たな事業の立ち上げなどに積極的に活用するよう、八街商工会議所と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、④ですが、本市の産業まつりにつきましては、市内で生産された農産物や商工業製品について、広く市内外の消費者にPRする場として例年賑わっており、来場者につきましては、毎年2万人程度を迎えております。例年、産業まつりの会場としましては八街東小学校となっておりますが、今年度の開催時期に校舎等の一部を耐震改修することにより、会場としての利用ができなくなったことから、八街駅北口付近等での開催も検討いたしました。準備の関係から、最低でも2日間は一部交通規制をかける等で通行ができなくなり、駅利用者や周辺にお住まいの方々に大変不便をおかけするとともに、バス及びタクシー事業者の理解を得なければならず、難しい面があることから、他の場所を検討した結果、今年度の産業祭りににつきましては八街中学校を会場として開催する計画で、現在、実行委員会等を踏まえて進めているところでございます。

次に、質問事項3、未来あるまちづくりについて、答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

過去5年間の出生者数の推移を見ると、平成20年度は526人、平成21年度は489人、平成22年度は490人、平成23年度は449人、平成24年度は368人となっており、減少傾向を示しております。本市では、少子化対策の一環として、子育て環境の整備を進めています。地域全体で子育てを支援するため、平成22年度から5年間で取り組むべき後期行動計画として八街市次世代育成支援行動計画を策定し、この計画に基づいて、児童クラブの増設、保育園の施設整備等、さまざまな子育てに関する事業を推進しております。児童クラブの整備として、平成24年7月に定員30人の第三朝陽児童クラブを開設し、本年5月からは開設時間を30分間延長し、午後7時までとしております。また、本年4月には私立八街かいたく保育園が開設しております。さらに、平成24年4月からは、10カ月

乳児相談の際に、乳児とその保護者に絵本を介して、親子のふれあいや乳児の心とことばの発達を育むブックスタート事業を開始しております。また、こんにちは赤ちゃん訪問事業では、全ての乳児がいる家庭を訪問し、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結び付けております。さらに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図るために、ゼロ歳から中学校3年生を対象に受給券を交付し、医療費の助成を行っております。また、保育園については、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園等に入所している場合に、第3子以降の児童は保育料が無料となります。さらに、千葉県の事業として、平成24年7月から、県内に居住する中学校修了までの子ども、または妊娠中の人がいる世帯に対し優待カードを交付し、そのカードを提示することにより、県の承認を受けた店舗等でその店舗独自のサービスを受けられる子育て応援チーパス事業を実施しております。8月16日現在の県内の承認店舗数は3千988店舗となっており、当市では46店舗となっております。今後も子どもを安心して産み育てることができるよう、子育てに関する相談や情報提供に努めるなど、家庭と地域、行政など、地域全体で子育て支援してまいりたいと考えております。

○教育長（川島澄男君）

初めに、質問事項1、安心に過ごせるまちづくりについて、答弁いたします。

(1) ④ですが、学校給食では、地産地消に留意したさまざまな食材を使い、栄養価や季節感を考慮したバランスのとれた献立を作成しております。特に、食欲が落ちるこの時期には、酸味や香辛料を効かせたものや、旬の野菜を多く取り入れるなど、食欲が進むよう献立にも工夫しております。また、学校給食衛生管理基準に基づいて徹底した衛生管理を実施し、食中毒等の事故防止に努めております。今後も調理方法を工夫して、できるだけ温かいものは温かく、冷たいものは冷たく配食するなど、安全で安心な給食を提供してまいりたいと考えております。

次に、(1) ⑤ですが、市内小中学校の運動会、体育祭は9月実施が続いています。運動会、体育祭等の学校行事は、行事の狙いが十分達成できるよう、学校長が実施を決定することになっております。ここ数年、2学期になっても暑い日が続くことから、運動会、体育祭の実施日については、教育委員会も校長会に対して慎重に検討することを指示してきたところです。校長会では、検討の結果、暑さ対策を十分考慮した上で、今年度の運動会、体育祭の実施を、中学校は9月14日、小学校は朝陽小学校を除き9月28日といたしました。運動会、体育祭の狙いは、児童・生徒が練習や演技を通して連帯感と達成感を味わうこと。参観された保護者、地域の方々に日頃の学習の成果をごらんいただき、感動を共有するところにあります。運動会、体育祭の狙いを達成するには、十分な準備期間が必要です。校長会からは、本市の児童・生徒の実態を考えると、1学期の開催では練習時間が足りないと判断し、9月開催にしたと聞いております。教育委員会としましては、今後も校長会に対して、児童・生徒の健康安全の確保を最優先して、体育祭、運動会の狙いを達成できる開催時期を検討することを要望してまいります。

次に、質問事項3、未来あるまちづくりについて、答弁いたします。

(1) ③ですが、不登校を未然防止するために、各学校において魅力ある学校作りを推進しております。各学校では、魅力ある学校を作るために、授業改善、生徒指導の改善に取り組んでおります。また、学校を、わかる喜びを知り、主体的に学習できる場、さまざまな活動を通して、自分が必要とされているという満足感の持てる場とすることに努め、児童・生徒の登校意欲を育てています。また、本年度は、家庭訪問担当学校教育相談員を活用して、さらに手厚く未然防止への支援をしております。そのほか、児童、保護者、教職員の相談を行うため、1学期に各小学校に1回ずつ、市カウンセラーの巡回相談を行いました。

一方、不登校児童・生徒に対する対応としましては、各担任が家庭訪問等で状態を把握し、複数の教員で関わることに努めています。児童・生徒の状態によりましては、県費スクールカウンセラーや市カウンセラーを活用して、個々に応じた支援を行っております。また、市教育支援センター「ナチュラル」では、不登校児童・生徒の居場所作りとともに、学ぶ楽しさ、活動する楽しさを体験させることで、学校復帰に繋がるよう運営しております。関係諸機関との連携に関しましては、不登校児童・生徒について、児童家庭課、社会福祉課、障がい福祉課と連携を進めているところです。今後は、さらに地域の民生委員や主任児童委員とともに連携し、児童・生徒の支援に当たってまいります。

○林 修三君

それでは、何点か、2回目の質問をさせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

まず、ドクターヘリ・救急車利用等の中で、熱中症者が39件というご答弁がありましたけども、これは昨年と比べていかがなものなんでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

私の手元にある消防からの資料によりますと、昨年、平成24年7月、8月で、熱中症で運ばれた方が29件ということになっております。昨年より増えているというような状況でございます。

○林 修三君

高齢者の多い八街高齢化社会に入っていて、高齢者の多い中で、熱中症というのは高齢者に多いんですね、70歳以上になってくると。私もこの夏、消防で訓練していたときに、恥ずかしながら、軽い熱中症もどきを何か体感してしまいました。かなりこれは苦しいなと思いました。高齢化社会に入っている八街市ですから、高齢者に対して、あるいは、先ほどご質問させていただいた独居老人、この方々には本当に細心の気配りというか、配慮が必要なんじゃないかと。先ほどの市長さんの答弁では、いろんなところに努力されているということをご答弁いただきましたけども、今後もやはり、民生委員さんだけでなく、区長さんとか地域の方々が、特に70歳以上の独居老人に対して呼びかけ、働きかけることの呼びかけをお願いできないものなのかどうか、その辺のお考えをお伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

お答えいたします。

八街市においても高齢化率が20パーセントを超えて、その中でもだんだんひとり暮らし

の高齢者の方が増えているということで、私どもの方も大変心配しているところでございます。熱中症対策につきましては、各市町村ともいろんな注意喚起、チラシの交付とか、例えば、民生委員のひとり暮らしのお宅への訪問とか、いろんな施策を講じておるところでございますので、私どもはできる限り、ひとり暮らしの高齢者に対して自宅に訪問できるような体制作りとか、そういうことがこれからはより必要になってくると感じておりますので、民生委員協議会等々のご相談するとか、いろんな形で注意喚起をこれからも引き続き行っていく所存でございます。

○林 修三君

ぜひその辺をよろしくお願ひしたいと思います。新聞とかテレビとかマスコミ報道の中では、独居老人等の関係で、エアコンもなかったとか、あるいは、隣近所で何か気がつかなかったとか、そういうことによって亡くなられた方のニュースなどの報道も聞いておりますので、今のところ八街ではありませんし、また、あつてはいけなひことですので、ぜひその辺のことをご努力いただきたいと思います。

次に、給食についてでございますけども、7月、8月は夏休みだったので給食の心配はなかったわけですが、さかのぼって、1学期末もとても暑くて、学校の教室なんかはむんむんしてとても暑かったという、いろんな声が聞こえてきました。ところが、そういうときに非常に機転のきいた学校さん、教室に氷を置いて、冷房の一助にして対処したという学校があることをお伺ひしております。これから9月いっぱい真夏日がまだまだ続くのではないかと想定されますけれども、この時期における、先ほどいろんな細かい、教育長さんからご答弁を、給食についていただきましたが、さらなるこの時期の給食指導の留意点について、各学校にどのように周知されているのか、お伺ひいたします。

○学校給食センター所長（加瀬芳之君）

それでは、これから各学校に対して注意事項をどのように周知するかというご質問でございますが、特にこの時期に各学校に周知するという予定はございませんが、学校給食を提供する上で最も注意すべきことは、食中毒のことではないかと思ひます。食中毒の予防には「細菌を付けない、細菌を増やさない、細菌をやっつける」の3原則がございますが、学校給食センターでは、学校給食衛生基準に基づきまして、食材の管理、調理方法、配送、配食にわたり、徹底した衛生管理を行っております。さらに、年度当初ではございますが、栄養士が各学校に配置しております給食主任等に、配膳室やコンテナ、食器等の衛生管理についても指導しております。また、本年度につきましては、7月9日から9月30日まで、食中毒注意報が発令されております。この発令時におきましては、学校教育課を通じまして、各学校に衛生管理を徹底されるよう注意を促しております。このようなことで食中毒の予防に努めているところでございます。

○林 修三君

この暑さは9月も当分続くであろうし、また、今後、数年続くと考えられます。給食指導につきましてもいろんなことをやっておりますけれども、八街児童・生徒は7千幾

らでしょうか、いる中で、仮に、7千分の1の中で、こういう暑さの中で食中毒や何かが起こったとすると大変なことになってしまいますので、細心な細心な注意を払って各学校にお願いし、一人ひとりの担任が一人ひとりの子どもたちの隅々まで行き届くようにご指導・注意をしていただければということで、お願いさせていただきます。

次に、運動会、体育祭の1学期開催についてですが、教育長の答弁の中で、学校の独自性も理解できます。このような異常な自然現象の中では、ただ、ちょっと一考を要する点もあるのではないかなと思われま。一昨年、北中学校で熱中症もどきのことがありましたし、私たち大人としては、よりよい環境の中で学校生活を送れるようにすることが役割なんですね。ですから、本当に異常な事象というのは全く想定できない中で起こっております。

一方で、本年、工事の関係で1学期に運動会を実施した朝陽小学校、先ほどの答弁の中にも入っていますが、朝陽小学校で1学期に実施しております。その保護者の声なんですけど、非常に爽やかで涼しい中でできたということや、弁当作りの心配もなかったと。2学期のような暑さ対策の心配がなかったのが本当によかったし、何より、2学期はスタートから屋内での学校生活ができるという安心感があるというような声も聞きました。ですから、やっぱり、時期に合った子どもたちの行事等についても検討していかなきゃいけないのかなと。校長会では、指導時間の関係でなかなか難しいというようなこともあるのでしょうか、教育長がお答えになった健康第一のことをまず考えていただいて、今後も校長会や教育委員会の中で改善策について検討させていただければというふうをお願いいたします。

次に、J R 駅前周辺の活性化の市についてですが、ここに、議会初日に各議員さんに配付されました八街駅北口市のポスター、チラシがあります。私はこれを見て、すばらしい、やったねというような思いを深くいたしまして、感激いたしました。ついにここまで来ていただいたのかなと。ここまでの運びの担当部局、担当課及び実行委員会関係の方々には深く感謝申し上げる次第でございます。これは駅前活性化の大きな足がかりとなることとございましょう。今回、このようなポスターをはじめ、市の啓発を、先ほど、のぼり旗もやるとかいうことでしたが、具体的にもう一度、どのように啓発をしていくお考えなのか、再度お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

この市につきましては、いよいよあさって、日曜日に第1回目の開催というところまでの運びになりました。市並びに商工会議所といたしましては、本日、ただいま議員さんのお持ちになっておりましたこのチラシを新聞折り込みで入れさせていただきました。市と商工会議所では、このチラシの作成費、あるいは、のぼり旗の経費等を市と会議所で支援させていただきました。なお、今回、17事業所の方に参加いただきまして、日曜日ということで開催されるわけです。この開催にあたりまして、内容等につきましては、事業者自らがそれぞれ会合を持ちまして、皆さんの意見をもとにこういうふうな、ここまでたどり着いたということで、今後につきましても、市、商工会議所の両方で、開催につきましては、できる部分として市と会議所の方で支援していきたいというふう考えております。

○林 修三君

北口市は本当に成功に終わる、成功していくものと思います。というのは、私は、実行委員会というか、組織のある方に出会って、お話を伺いました。やっと北口市が始まるよと言ったら、「そうなんだよ。今まで随分遅れてきたけど、やっとできるんだと。目を輝かせながら、俺たちは必ず成功させるんだ」という意気込みを語っていただきました。

そして、ついでに、あの産業まつりがあるんだけど、あれを市の方々と一緒に、産業まつりの会場に結べないものかねと言ったら、それもいい考えだね。後援会で相談してみますよということではありました。

先ほどの産業まつりの会場等の答弁の中で、東小学校が八街中学校に変わった。それで、その中で、駅前の何か不便があるのでどうのこうのということの答弁がありましたけど、前に私が、これをJRから結び付けて、八街東小に結べないかと言ったときにも同様の答弁がありましたけど。例えば、八街中学校が会場になったとすれば、脇に一本、道がありますよね。曲がっていく道があります。八街中学校が会場になったということは、それを結び付けてでもできるんじゃないかなという気はするんですけども、これはかなり無理なことではございませんか。お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

日曜日と今回の産業まつりの会場をつないだ動線的な形でということで、これにつきましては私どもも検討いたしまして、今後出店者の方とも細かくは相談させていただきますが、17店舗の方がほとんど産業まつりのときに、従来言っておりました青空市といいますか、産業まつりの方に参加する方がほとんどでございまして、この方々が今、日曜日を行う場所で日曜日として行って、産業まつりの会場には入らないというふうな形で動線的にやっただけということであれば、これは可能だと思います。それと、八街の産業まつりの来客者の方のほとんどが車でお見えになるということが1つのネックでございまして、駅を利用して来客される方が多ければ、ただいまありました、駅と八街中学校の動線を結んだ中でいろいろ催し物等を開きながらやっていこうというような案もあつたんですが、いかんせん、今までの状況を見ておりますと、車で来て会場に入って、車でお帰りになるというような形も見受けられるので、この辺につきましては、出店者側の方、あるいは、実行委員会のメンバーの方とももう少し煮詰めてみたいというふうに考えております。

○林 修三君

難しい課題があるということで、理解できますけども。電車を利用して来る人が少なく、そして、なおかつ車の利用者が多いということは、要するに、産業まつりの会場が電車から見えないからです。それで、電車から見えるようにするには、つなぐことです。つなぐことによって、これは、5年ぐらいかけないと、客は増えてきません。そのぐらいのスパンをかけて見ていただけないかなということなんですけど、今後ともご検討いただければと思います。これは要望です。

次に、駅前まちづくりの整備の分野についてはほぼでき上がったということでご答弁をい

ただきました。次に、いよいよその整備されたところをいかに有効利用するのかが私は求められているのかなと思うんです。そこで、例えばですけど、企業誘致を含めた、そういう駅前開発班というか、誘致班というか、そういった組織についてのお考えはおありでしょうか。お伺いいたします。

○建設部長（糸久博之君）

誘致班ということでございますけども、今現在、活性化に向けて、市の商業区画につきましては地主さんの方の動きがあるということで進んでいるように聞いております。あと、課の、市としてのこれから整備ができて、活性化に向かう次のステップとしての組織作りということで、これは建設部だけではなかなか進まないところがありますので、これにつきましては、総務の方とも協議しまして、そういう形で進めてまいりたいと考えております。

○林 修三君

やっと市も始まり、そして、聞くところによると、銀行も今度は来るとかいう話も聞いていますし、やっと少しずつ、一步一步ですけど、北口も開発されていくということを知っています。ですから、ぜひ八街駅の北口が埋まっちゃってどうしようもないということになるまでに、駅前の開発をこれからも続けて取り組んでいってほしいなということを、せつかくあの場所がもったいないですから、お願いしたいなというふうに思います。

次に、このほど、議案第6号、一般会計補正予算に、（仮称）子ども・子育て支援事業計画の策定で261万3千円が組まれました。これまでに策定された次世代育成支援行動計画なるものがございまして、これとの関連というか、また、この計画の中での少子化対策等について、もしおありでしたら、お伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

お答えいたします。

今、議員がこの冊子を、私も今持っているんですけど、後期の行動計画、この計画につきましては法律上10年間ということで、私どもは平成22～26年度に後期を立てまして、それにのっとりまして、今、事業展開をしているということで、この目標に沿った事業量は、今の時点でほとんど確保されたと考えておるところでございます。この次世代の法律につきましては、平成27年度までの時限立法、平成27年3月31日で効力が切れるということで、法律上はそこでなくなるということなんですけど、去年8月の子育て支援三法の関係の整理法の中で、一応、市町村の行動計画については任意、今までは義務付けられていたわけですが、今度は任意事業としまして計画も作ることができますよ。ただ義務付けはなくて、市町村の判断によりますよという感じになったわけでございます。これについては、私どもはこれから、子ども・子育ての新三法に乗ります子ども・子育て会議、今回条例を提案してございますので、それが可決されれば、そちらの方で、今後5年間の子育て支援の全般について、子ども・子育て会議の委員の皆様いろいろなご意見を伺いながら、子育て支援全般について計画を立てていくと、そういうふうな方向に変わるということでございまして、その計画を立てれば、国からの財政支援等については、その計画を立てれば問題ないというこ

とを国の方から聞いております。その関係で、今の次世代の計画については子ども・子育ての支援事業計画の中に一部取り組んで、その中でやっていった方がいいんじゃないかということが現時点の判断でございます。

○林 修三君

少子化の行動計画と今度作るものとあわせてですけど、少子化のことについても、その間にぜひ取り組んで策定してほしいんですけども、少子化の問題の要因としては、就活であるとか婚活であるとか、生計そのものの問題、子育ての不安等、さまざまな課題がその中であると思うんですよ。そういったものの観点の中で、今度作るものを策定していただくと同時に、少子化の解決問題として、何か市町村独自で、八街ではこういうことをやりますよという、何かそういうものを1つぐらい掲げていった方がいいかなど。市民受けするようなもののアイデアを考案して、そして、市民にアピールしたらいいんじゃないかなという気はしますが、これは要望でございます。

次に、不登校問題についてですが、6月議会で誠和会、石井孝明議員が質問された不登校対策のための全庁内での連携した取り組みについては、その後、どのような状況でございますか。再度お伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

不登校児童に対する教育委員会と他部局との連携ということでございますけども、実際、今年度、25年度におきましては、7月現在、15日以上欠席の児童・生徒に対して、児童家庭科との連携を図っているいろいろと協議しているお子さんが25人、社会福祉課が小学校・中学校を合わせて5人、障がい福祉課が1人と、合計で31人の児童・生徒に対して、連携を図りながらいろいろと対応をしております。

○林 修三君

早速そのような組織、取り組みをしていただいて、大変ありがたいなど。不登校問題については、本当に原因というのが多岐にわたっておりまして難しい問題で、一教育委員会だけではなかなかこれは解決できるものではありません。教育委員会や学校で本当に日夜努力されているわけですけど、それでもなおかつデータ的には数が減らないということでもありますので、今答弁ありましたようなことに、ぜひまたこれからも前向きに組織として取り組んでいただきたいし、また、市長部局としましても、今やこれから市役所の、あるいは、行政の仕事というのは、一部一担当課ではなかなかできづらいという社会の変化というか、ものがあるかと思いますので、ぜひその辺で。昨日、山口議員の代表質問の中で、組織機能の見直しを検討するという市長答弁がございました。不登校の問題だけではなくて、いろんな面にわたって、こういった組織について、広い意味で、総合的な意味での組織の再編について、これからも市役所全体の中で取り組んでいただければなというふうに思います。

いろいろなことを申し上げましたが、活力あふれ、未来あるまち、安心して過ごせるまちづくりの思いからでございます。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で誠和会、林修三議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

誠和会、石井孝昭でございます。今回は、生活保護について、教育問題について、空き家対策についての3点の質問をさせていただきます。

質問事項1、生活保護について。質問要旨（1）本市の生活保護の現状と推移について、ご質問いたします。

生活保護とは、日本国憲法第25条、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、いわゆる生存権の保障であります。生活保護法第1条、この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするであります。今では、生活保護の受給者は210万人を超え、戦後最大の受給人数であります。八街市においても年々増加傾向にあります。

そこでお伺いいたします。本市の生活保護の現状と推移について、ご質問いたします。

質問要旨（2）生活保護者相談時の窓口対応について、ご質問いたします。

最後のセーフティーネットと呼ばれる生活保護について、相談者はさまざまな思いの中で社会福祉課に相談に来られることと思います。生活保護者相談時の窓口対応については、一人ひとりの家庭環境や家族構成が違う中で、問題解決に向けて、その方に合うさまざまなメニューの中で、スピーディーかつ適切な対応が求められると思います。本市としてはどのような点に注意しているのか。生活保護者相談時の窓口対応について、お伺いいたします。

質問要旨（3）生活保護法改正による影響と対応について。

今年8月10日に成立した社会保障改革推進法では、社会保障給付の重点化、制度運営の効率化による負担の増大を抑制するとの観点から、社会保障給付全体の抑制を目指しております。その中で、社会保障審議会生活保護基準部会で検討がなされ、この8月から生活扶助費の基準が改定されました。また、最低賃金法9条の1項の中に、最低賃金の金額は生活保護にかかる諸施策との整合性を図るとあり、一カ月フルタイムで働いた場合の生活保護基準を上回るよう定められております。

政府は、労働者の最低賃金について、今年10月頃を予定している平成25年度の改定に合わせて2パーセント超の値上げを示しております。デフレ脱却を最重要課題に掲げる安倍政権にとって、賃金の引き上げ幅を物価上昇の目標を上回る数字にすることで消費の拡大を図りたいという意図が感じられます。

そこでお伺いいたします。生活保護法改正による影響と対応について、ご質問いたします。

質問事項2、教育問題について。要旨（1）いじめ防止法成立における本市の対応について。

いじめへの対応と防止について、学校や行政等の責務を定めたいじめ防止対策推進法が6

月21日に成立いたしました。今回のポイントは、心身に重い被害を受けたり、長期欠席を余儀なくされたりするいじめが発生した場合、学校に文部科学省などへの報告を義務付けたり、教育委員会や学校のもとに事実を調査する組織を設置し、被害者側に情報提供をするなどの規定が盛り込まれております。いじめの解消は早期発見、早期対応が特に重要ですが、今回の成立により、学校だけで問題や課題を抱え込まないよう、教育委員会をはじめとする各組織、警察や児童相談所、法務局との連携を強く促しております。

本市においては、全校にいじめアンケート調査を実施し、いじめ問題について取り組まれておりますが、そこでお伺いいたします。いじめ防止法成立における本市の対応について、ご質問いたします。

要旨（2）学校や家庭に於ける携帯電話使用状況の実態について。

携帯電話は今や我々の社会生活に欠かせないツールになっていることは申し上げるまでもありませんが、小学生、中学生の間でも使用する割合が高まってきており、多数の児童・生徒が携帯電話を所持しております。自らの身を自らで守るというセキュリティー的役割を果たす自助の意味合いもありますが、その反面、いじめ問題や子ども同士のトラブルが多く見受けられるようになりました。また、先般は、無料通話アプリ「LINE」を使用した子どもたちが悪口を言われ、子どもが自殺をするという痛ましい事件が発生いたしました。とても残念でなりません。

先ほど質問させていただきましたいじめ防止対策推進法の規定の中に、インターネットを使ったいじめは、国や自治体による監視など、対策を強化とあります。携帯電話もこの中に当てはまるものと理解しておりますが、そこでお伺いいたします。学校や家庭に於ける携帯電話使用状況の実態について、ご質問いたします。

質問事項3、空き家対策について。要旨（1）空き家の現状と対策について、ご質問いたします。

空き家問題は、過疎化で人口流出が進む地方だけではなく、少子高齢化の進展により、自宅から介護施設に移る高齢者が増えている都市部でも深刻化しております。総務省の2008年の最新住宅・土地統計調査では、全国の空き家は住宅全体の約13パーセントとなる757万戸。このうち、放置された空き家は35パーセントに上っております。また、放置された空き家の増加は、不法投棄などで問題化するごみ屋敷や、放火の犯罪の温床ともなり、老朽化すれば災害時に倒壊するおそれもあります。

八街市としてもこれから対応していかなくてはいけない大きな問題であると認識しておりますが、そこでお伺いいたします。空き家の現状と対策について、ご質問いたします。

要旨（2）国の仮称「空き家対策特別措置法案」に対する今後の本市の対応について。

国土交通省は空き家再生等推進事業を以前から実施し、2009年以降は対象を過疎地から全国に拡大し、空き家対策に取り組んできましたが、管理不十分な空き家が全国規模で深刻化していることを受け、今般、自民党は、防災や治安確保の徹底を図る新たな対策法案を作る方針を固めました。これが仮称「空き家対策特別措置法案」であります。国として基本

的な方針を示すことにより、市町村に税務情報も含めた実態調査を促し、立入調査権を法的に付与するなどの内容であります。この問題は多岐にわたり、国土交通省、総務省、農林水産省、厚生労働省、環境省などにまたがる難しい問題ではありますが、パッケージ化した法整備ができれば、空き家問題の解決に向かうものと思います。

そこでお伺いいたします。国の仮称「空き家対策特別措置法案」に対する今後の本市の対応について、ご質問いたします。

以上で1回目の質問を終了いたします。よろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、生活保護について、答弁いたします。

(1) ですが、本市における生活保護世帯及び保護人員の推移について申し上げます、平成22年度末で591世帯、871人。平成23年度末で656世帯、941人。平成24年度末で680世帯、963人。直近の本年7月末で682世帯、969人と、年を追うごとに落ちつきが見られてまいりました。生活保護世帯の構成を類型別に見ると、高齢者世帯が330世帯、48パーセント。傷病者世帯が196世帯、29パーセント。障がい者世帯が75世帯、11パーセント。母子世帯が42世帯、6パーセント。その他の世帯が39世帯、6パーセントと、高齢化の進行や核家族化に伴う扶養意識の変化などにより、高齢者や傷病・障がい者世帯の割合が依然として高く、生活保護の受給期間が長期化する傾向に変わりはありません。

次に、(2) ですが、生活保護制度では、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、それぞれの自立の助長に向けた援助を行う重要な制度である中で、窓口には多くの相談者が来所されます。窓口の相談では、今抱えている生活上の問題をできるだけ早急に解決したいという思いで訪れる相談者に対し、問題解決に向け迅速かつ的確な対応をしていくことが求められます。面接相談から保護の申請に至るまでの窓口対応におきましては、保護の相談の段階からの保護のしおりを活用し、制度の仕組みを十分に説明するとともに、個々の状況を的確に把握し、他法、他施策の活用などについての助言を適切に実施しております。また、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も慎み、申請の意思がある方については、申請手続の援助指導を行うなど、真摯な対応に努めております。今後も相談者が不安に思っていることを率直に表現できるよう、丁寧な対応や言葉がけに努めるとともに、相談者が理解できるようわかりやすい言葉や表現で説明するといった配慮を怠ることのないよう指導してまいりたいと考えております。

次に、(3) ですが、8月から実施されている生活扶助基準の見直しにつきましては、国の社会保障審議会基準部会における一般低所得世帯の消費実態との比較、検証結果を踏まえ、年齢や世帯人員、地域差による影響を調整するとともに、平成20年度以降の物価の動向を勘案し、改定されたものでございます。この改定による引き下げ幅は世帯構成や年齢によって異なりますが、生活保護を受給している大半の世帯で減額となり、中でも、最も大きい引

き下げは、7人世帯の約7千600円であります。その一方で、60歳代の高齢者単身世帯ではわずかながら増額となっており、7月分と8月分とを比較すると、全体では約41万5千円程度の減額となっております。なお、生活扶助基準の引き下げにつきましては、7月分の生活保護費を給付する際に改定の内容について通知し、周知を図ったことにより、特段大きな混乱は見られませんでした。また、今回の基準見直しに伴う他制度への影響につきましては、本年2月の時点から、厚生労働省より、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮し、できる限りその影響が及ばないように対応するとの方針が示されております。個人住民税の非課税限度額につきましては、平成25年度は影響がなく、平成26年度以降の税制改正において対応するとされており、その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受ける他の国の制度につきましても経過措置を設けるなど、その影響が及ばないようにするとの方針が示されたことから、この方針に留意した対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項3、空き家対策について、答弁いたします。

(1)、(2)につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

空き家は、管理不十分でありますと、景観の悪化や防災や防犯機能の低下、火災の発生の誘発、ごみの不法投棄の誘発など、さまざまな問題の発生が懸念されます。総務省が5年ごとに実施している住宅・土地統計調査によりますと、2008年10月1日現在、八街市の総住宅戸数2万8千370戸のうち、空き家は、アパートなどの賃貸住宅を含め、3千660戸ございました。これは率にして12.9パーセントであり、県内平均の13.1パーセントを若干下回っております。また、本市における空き家に係る市民からの相談としましては、庭木の枝や雑草の繁茂に対する改善要望が多く、現在は、生活環境の保全の観点から、所有者等に現況の写真を送るとともに、対応をお願いしているところでございます。今後、少子高齢化、人口減少時代の到来などから、さらなる空き家率の上昇が予想されており、こうした中、県内でも5市が既に空き家対策に特化した条例を制定しております。また、国におきましても、所有者に対する相談体制の整備や、空き家に関連するビジネスの育成、普及の支援などに乗り出した状況であります。なお、新たに、国におきまして、市町村に立入調査権を与え、所有者への改善命令を可能とするなどの対策法案が、秋の臨時国会にも提出されるとの新聞報道もされております。本市におきましては、今後、国の動向を注視し、対応してまいりたいと考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項2、教育問題について、答弁いたします。

(1)ですが、平成25年6月28日にいじめ防止対策推進法が公布されました。この法律により、いじめが児童・生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることが国及び地方公共団体等の責務となりました。いじめの防止等に関する措置について、次のような基本的な方針の策定が求められています。①道徳教育の充実、②いじめ早期発見のための措置、③相談体制の整備、④いじめ防止等の対策に従事する人材の確保、⑤調査研究の推進、⑥い

じめを受けた児童・生徒、またはその保護者に対する支援、⑦所轄警察署との連携などです。この法律は、公布の日から三月を経過した日から施行することとなっております。今後、いじめ防止基本方針の策定につきましては、県からいじめ防止基本方針が通知されてきますので、本市においては、これまで取り組んできたこととあわせながら、地域の実情に応じた基本方針を定めたいと思います。

次に、(2)ですが、平成24年度八街市幼・小・中連携アンケートの調査結果から、携帯電話の所持率について、小学6年生で57パーセント、中学3年生では88パーセントであることがわかりました。使用頻度につきましては、小学6年生で27パーセント、中学3年生で60パーセントがほぼ毎日使用しているという実態がございます。本市では、学校において基本的に持ち込みは禁止となっておりますが、一部の学校では、保護者の要望により、学校側の許可を得た上で、下校時間まで担任が預かるなどの措置をとっている例もあります。使用目的につきましては、小学校では、防犯上の意味合いから、家庭で持たせるという現状がございます。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後03時07分)

(再開 午後03時17分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○石井孝昭君

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、生活保護の問題についてであります。この問題は全国的にも非常な問題になって、法改正にも取り組んでいくという姿勢でありますけれども、千葉県全体では、平成25年3月現在、約618万人の人口に対して、被保護者数は7万8千人強という数字をお聞きしております。千葉県における八街市の保護率は約何番目に位置しているのか。わかれば上から順に述べていただければというふうに思います。お願いします。

○市民部長（加藤多久美君）

最新の平成25年5月時点での数値を申し上げたいと思います。その時点の八街市の保護率につきましては、13.38パーミル、これは人口千人あたりの率ということで、人口7万1千465人に対しまして1.338パーセントが被保護者人ということでございまして、この数値につきましては、県下、上から7番目ということで、トップが千葉市の19.55、2番目が松戸、3番目が市原、4番目が市川、5番目が船橋、6番目が館山となっております。ちなみに、この順位につきましては、平成24年12月末をちょっと調べてみますと、私どもは6番目でありまして、5月時点で7番目になったということで、館山市が繰り上がって6番目になって、私どもが7番目に5月になったということになっております。

○石井孝昭君

部長の答弁、6番目とか7番目とかというお話がありましたけど、私の資料だと、平成25年3月現在では6番目に位置していた。千葉市が政令指定都市で非常に多いということで、中核都市の松戸とか船橋とか、結局人口が多いところに保護率、パーミルが非常に集中しているというふうに思います。館山と八街がなぜ多いかという問題もありますし、館山は5万人、人口を切っていますけども、7万4千数百人の八街市がこの位置にいるということは比率的には多いのかなというふうに思います。近隣を調べても、富里も10パーセントといっていませんし、佐倉、四街道においても6パーセントから8パーセント台というふうに理解しておりますので、この数字においては非常に高いなというふうに思っています。

生活保護世帯数、また、被保護者数の推移は、先ほど、市長からも年々の答弁がございましたけども、昨年の平成24年10月をピークに、八街の被保護者数が減少に転じているというふうに伺っています。当時は993人が受給者のピークだと。千人を超えるかなと私は思っていたんですけども、そこをピークに、今、幾分減少傾向にあるというふうになってきておりますが、この要因はいかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

この要因については厳密にはなかなか言えないかと私は思っているんですけども、八街市の世帯累計別の保護者、保護世帯数が出ておまして、平成25年5月、高齢者と障がいと傷病者を足しますと、592世帯。全世帯が674世帯でございますので、この3累計で87.8パーセントということになっております。ちなみに、平成24年12月は、この3累計で86.1パーセントということになっております。一般に、全国的に受給者が増えている理由については、厚生労働省の分析で言うと、リーマンショック以後の雇用情勢等々によりまして、その他の分類が増えているということで、そのような分析を厚生労働省の方はしております。今週、一昨日あたり、6月の最新のデータが厚生労働省から出まして、ちょっと私が見たら、今回初めて、6月で保護世帯の人員が減少に入ったと。正確には忘れちゃったんですが、600人ぐらい全国で減ったという数字が出ていまして、それについても、やっぱり、雇用情勢の改善の傾向のあらわれではないかと、厚生労働省の担当の方は分析しておるところでございます。

私どもとしても、やはり、その他世帯が減少しております。平成24年12月が57世帯、いわゆる若者の稼働能力のある世帯と捉えていただいても結構なんですけど、それが、平成25年5月には43世帯に減っている。やはり、その関係で、高どまりと言ってよろしいかと思えますけれども、そういうふうな状態になっているのではないかと、そのように考えているところでございます。

○石井孝昭君

全国的にもいつときのピークを過ぎようかなというところにはあるというふうに答弁いただきましたけども、いずれにしても雇用はしっかりと見ていかなきゃいけないですし、経済状況も把握をしていかなきゃいけないというふうに思っています。

保護申請件数においては、その推移、そして、保護開始の理由もたくさんあると思いますが、主な保護開始の理由についてはいかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

保護開始の理由について、統計をとっておるわけですが、ちなみに、平成24年度の統計を申し上げますと、平成24年度中に開始した世帯は164世帯でございますが、そのうち、累計としては、開始の理由でございますが、一番多いのが世帯主の傷病、病気です。それが59世帯。それから、次は、定年や失業による受給開始ということで、この世帯が33世帯でございます。それから、貯金とかがなくなってしまった、ストックがないという感じの方が19世帯ということで、大体、開始の理由について、私の把握しているのは、やはり病気を発症した、お金がなくなってしまったと、そういうことで開始になったということで、そういう感じがうかがえるところでございます。

○石井孝昭君

その反面、保護廃止をした件数、この件数の推移は保護申請の件数よりは低いということになりますけれども、保護廃止の主な理由の中で、死亡という数字も多くを占めているんですが、ちょっと調べてみると、失踪、いわゆるどこかにいなくなっちゃったという方がちょっと多く見られますけど、その辺の要因はいかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

議員の述べられたとおり、廃止の世帯数、ちなみに、平成24年度ですと、総数で138世帯でございますが、死亡が一番多いということで、38世帯。3番目に、失踪ということで、失踪につきましては、パターンのには市内の無料低額施設にいた方が何らかの理由でそこを飛び出してしまったというような理由が結構多いというのが実感でございます。

○石井孝昭君

平成24年度の歳入歳出決算書、これから決算がありますけど、その額を見ますと、生活保護費の返還額というのが出ていますが、43ページです。1千515万5千647円という金額になっておりますけれども、1千500万円を超える数字の返還額。いろいろな問題があったり、二重請求があったのか、ちょっと不正なものが返還されたのか、この内訳についてはいかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今議員の述べられた決算書の43ページの数字の生活保護費返還金1千515万5千647円のうち、実際の生活保護費の返還金についての額につきましては1千495万7千978円で、残りの部分については身元不明者関係の返還金等でございますが、1千495万7千970円の内訳については、一応、生活保護法の第63条と第78条ということの返還金ということで、返還金については、生活保護上、最低生活の維持のための給付でありまして、その費用は全て税金からの負担になるため、既に支給しました生活保護費のうち、本来なら必要なかったものに対します支給額や、必要を超えた支払い額については、法の第63条、法の第78条により、返還なり徴収が行われているということで、法の第63条についての

返還については、第63条が84件ありまして、1千178万8千4円。法の第78条分については32件でございまして、243万3千945円となっておりますのでございます。

以上です。

○石井孝昭君

それでは、生活保護者相談時の窓口対応についてですけども、こちらに保護のしおりというのがありますよね。保護のしおりにあるとおり、この中の資料を見ますと、生活する上で守っていただくことや、その都度届け出ていただくこと、また、定期的に届け出ていただくこと、病気にかかったときに守っていただくことなど、これらを守っていただく条件で保護支給するということが書かれております。これらのことを受給者全員が守られているのか。また、守られないときの指導はどのようにするのか、ご答弁をお願いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

議員の述べられたとおり、私どもは、この保護のしおりにのっとりましていろいろとご説明申し上げて、実際に保護の申請を受けまして、審査しまして、保護の決定をします。そういう一連の流れでやっておるわけでございます。そのときに丁寧にご説明しておるわけでございますが、残念ながら、ルールを守っていただけない方も中にはいらっしゃるのが事実でございます。そういう方々については、それに至るまでには、私どものケースワーカーが一月に一遍訪問したり、そうしたことで指導をしておるわけでございますが、それにもかかわらずそういう状態が続く場合は、生活保護法の第27条によりまして、文書によって指示をさせていただきます。それによりまして、その指示がなお守れない場合は、保護の停止なり廃止にすると、そういうようなことになっております。

○石井孝昭君

ケースワーカーの話が出ましたけども、国の方でもケースワーカーがちょっと過大な、要は仕事が多いというふうに、負担を軽減させるべきであるというような審議会の答申も出ていますし、八街市の職員7人がケースワーカーで頑張っておりますよね。たしか7人でしたかね。若い職員の皆さんが頑張っておりますけど、非常に夜遅くまで事務事業に当たっていることは本当に大変だなというふうに思っております。

その中で、このしおりの中にあるように、保護の受給者においては、NHKの受信料、例えば、受信料とか下水道料金、このようなものは無料です。固定資産税、市県民税、介護保険料などの各種税金について、また、保護開始になれば非課税と、これらの税金はなるということになります。保護開始前の各種税、介護保険料は対象とはならない。つまり、保護開始前に税金を滞納している場合、保護開始に至るまで税金を滞納している場合、市としてはどのような対応をとるのか、ご質問いたします。具体的には、分割して払うのか、保護支給、完納して保護支給するのかという話もありますけども、市としてはどのような対応をとるのか、ご質問いたします。

○市民部長（加藤多久美君）

生活保護を受けてからについては、今、議員がおっしゃるとおりで、その前の滞納がある

場合についての対応でございますが、生活保護を受給している者の、その以前の税の滞納をしている場合は、生活保護の期間中については滞納処分が執行停止、執行停止の状態になるということございまして、それから、保護の受給の開始から3年を経過いたしますと、その停止に係る滞納税については納税義務が消滅されるということになっております。それから、例えば、3年経過ですね。3年経過する前に保護が廃止になれば、従前の一般の滞納関係と同じ取り扱いということになります。

○石井孝昭君

つまり、保護開始までは責任、支払い義務がありますから、滞納額がそのまま消えないということになりますけれども、保護開始になれば不納欠損額としては計上しないということですね。つまり、収入未済額の方に計上する形になると。要は時効と中断によって、そういう形になるということの理解でよろしいんですかね。

例えば、再就職をして、新しい仕事について、収入が得られるようになっていく。今後、生活扶助の問題、いろいろ、限度支給とか、いろいろこれから法律改正されてくると思いますが、収入を得ていけば、保護から脱却を目指していくというような方向で、3年間の積み立てをしていこうみたいな話もありますけれども、そこから脱却をしていった場合に、いわゆるその辺は時効の中断を解くという形になるということという理解でよろしいですか。つまり、支払い義務がそこでまた発生しているんだという理解でよろしいかどうか、質問いたします。

○市民部長（加藤多久美君）

議員の述べられたとおりでございます。

○石井孝昭君

わかりました。調定額が非常に増大していくと思えますけれども、その辺は、払っていただけたところはまた払っていただくように、税の確保に努めていただきたいというふうに思う次第であります。

生活保護法の最後の質問ですけれども、さきの国会において、不正受給の罰則化の引き上げなどを定めた保護法の改正案は残念ながら、廃案となり、閉幕したということでもありますけれども、年々増え続ける生活保護費をめぐり、厚生労働省は、また、秋の再提出、成立を目指しています。8月から始まった生活扶助費の見直し、つまり、保護費の引き下げで、先ほど答弁にもありましたけれども、保護者、受給者やご家族の混乱はなかったというふうにありました。また、これからの対応についてもしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

貧困の連鎖が問題となっているというふうに思います。保護者、受給者の4分の1が貧困の世代間継承をしていると。そのうち、母子世帯の40パーセントが世代間継承しているというデータもあります。就労支援で、国では、生活困窮者支援の中で、ワンストップ型の支援体制を、福祉事務所とハローワーク等関連機関の中で連携を強化していく方針であります。

昨年6月議会で質問をさせていただいたときには、医療扶助の適正化ということで、電

子レセプト、また、医療レセプトを活用していきたいという答弁をいただきました。また、後発医薬品、ジェネリック医薬品の利用促進をしていくという答弁をいただきましたけども、一般的に、アメリカとかイギリスとかドイツでは、国の方でジェネリック医薬品が大体50パーセント、国の方で利用されているというデータがあります。日本では今、利用率は大体20パーセント弱ということでもありますけども、千葉県の薬剤師会の通達の中では、八街市の薬局等の皆さんにお話を聞くと、30パーセントの利用率を目指してジェネリック医薬品を促進してくださいというように指導というか、そういうふうにされております。大体30パーセント前後だよ。うちの薬局は頑張っているというところもありましたし、そうじゃないところもあるというふうでありましたけども。厚生労働省の中の保護課長の通知で、生活保護受給者に後発医薬品を一旦服用することを促し、服用後に再度、服用を踏まえた本人の意向を確認する取り組みを促すということで、昨年、部会で通知が出されています。八街市でも増大する医療扶助、今年後では8億7千600万円という医療扶助が予算計上されておりますけども、このジェネリック医薬品、医療扶助の中の医薬品を使っている被保護者の実数は把握していらっしゃいますでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

実数については、今、私の手元にはないです。

○石井孝昭君

医師会、歯科医師会、薬剤師会、また、代表者の皆さんと意見交換をこれからもされていくべきだというふうに思いますし、当時もそのような質問の中でさせていただきましたけども、この連携を深めていくことはとても大事だと思います。

また、ある専門家にお聞きしますと、極端な意見かもしれませんが、保護者は極力ジェネリック医薬品を使うべきだという方も正直おりますしね。それは人によって、また、解釈の仕方も違うんですけども、人道的な問題もそこで絡みますが、そういった勧告をする方もおられますので、その辺、担当部課としても努めていただければというふうに思います。

それでは次に、いじめ防止について、ご質問させていただきます。

今般のいじめ防止対策推進法の成立によって、早期発見のため、学校に定期的な調査の実施、相談体制整備を求められております。いじめ問題は不登校児童・生徒の増加にも密接に関係しているわけでありまして、今回の目的は、やはり学校だけではなく、教育委員会、児童相談所、法務局、警察等との連携を強く促しております。6月議会でも質問させていただきましたが、いじめ問題は八街市だけの問題ではなく、全国的な問題というふうに理解しております。

まず1番目として、本市として、学校現場及び教育委員会として先んじて対応されている部分もたくさんあると思いますけども、6月の法施行から、県から間もなく通知があるという答弁でありましたが、いじめ防止対策推進法の成立により、具体的にどのように教育委員会としては取り組んでいくのか、ご質問いたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

いじめ防止対策推進法、この中で基本理念が定められております。基本理念と申しますのは、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を解決していかなければならないという基本理念でございます。八街市の教育委員会といたしましては、地域いじめ対策委員会、これは仮称でございますけども、いじめ対策委員会を教育委員会内に設置をし、教育委員会、学校教育課を中心とした教育委員会、また、今まで連携を図っている市長部局の関係各課の職員及び地域における有識者で構成される組織作りを検討してまいりたいと考えています。この組織作りについては、これまでも取り組んできたこととあわせながら、各小中学校におけるいじめの未然防止、早期発見、発見時の対応、通報相談体制の整備等、いじめ対策の円滑かつ効果的な組織となるように努めてまいりたいと考えています。

○石井孝昭君

ありがとうございました。

また、いじめ問題について、重大な事案、事態、重大ないじめが起こった場合ということですけども、学校が調べて、自治体組長への報告を義務付けるということになっております。

教育長にお伺いいたしますけども、市長部局との、このような事案があったときの連携、今までの経緯も含めて、ご答弁いただければありがたいと思います。

○教育長（川島澄男君）

重大な事案が起こらないように、国民総がかり、市民総がかりでやっていこうというのがこの対策推進法なんでございますけども、これまで教育委員会は、市長部局と、そしてまた、市長と報告、連絡、相談を密にして、さまざまな問題に対応してきた経緯があります。今後その姿勢を貫いていきたいと、そんなふうに考えます。

○石井孝昭君

教育長からの強い思いの一端を伺いました。

次長からお話があったとおり、いじめ問題対策連絡協議会、国ではこのような名前を付けているみたいですけど、このような連絡協議会を置くということが非常に大事だというふうに今回は示されております。学校だけではなくて、教育委員会、また、児童相談所、法務局、警察と、その他の関係機関により構成されるという形を示されております。

そんな中で、子どもたちが出席停止をするという事態が起こる場合があります。誰がどのようなときに、どのような判断で出席停止制度、この制度をさせるのか、停止をさせるのか。出席停止制度の適切な運用と、その他のいじめの防止等に関する措置を今回定めるというふうになっておりますけども、誰がどのようなときにどのような判断で子どもたちの出席を停止させるのか、お聞かせいただければと思います。また、解除の要件もあわせて。

○教育長（川島澄男君）

出席停止につきましては、学校教育法の第35条において出席停止が明文化されております。その中身につきましては、対生徒暴力、対教師暴力、器物破損、授業妨害等、それらが

1か2、あわせて改善の見込みがない、指導の範疇に合わない、沿わないという場合に、その出席停止を命じることができる。それは十分教育委員会内で討議して、その子の様子、状況を討議しながら、出席停止を図っていくというふうに考えております。

また、解除については、いじめに関しては、いじめられている児童・生徒の心身の状態はどうかということが、まず1点目に考えなくてはいけないことだろうと思います。それから、学校や学級の秩序が回復しているかどうかということも考えなくてはいけないだろうと、そんなふうに思います。最後に、その加害児童・生徒は、現在、出席停止において、その期間中どうであるのか、今後どうなっていくのか、そういうことを見越して解除を図っていくべきだろうと、そんなふうに考えます。

○石井孝昭君

学校ではなくて、教育委員会がその辺の命をする、解除の命も出す、責任を持つということ、今教えていただきました。非常に繊細なことでもありますし、ずっとその子が学校に来なくてもいいというわけではありませんので、ぜひそういった丁寧な対応をしていただいて、お願いできればという形で思っております。

千葉県の長欠不登校の数字、小学生が863人、中学生が3千805人と、昨年のデータでありましたけども、この深刻な状況の中で、対策として、県は県内115校を不登校対策推進校に指定しております。県内115校の中で、八街市が該当している学校があるかどうか、また、該当していれば、どのような形で県教育委員会としては対応しているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○教育次長（長谷川淳一君）

お答えいたします。

本市におきましては、八街中学校が魅力ある学校作りということで国立教育政策研究所から指定を受けておりまして、その中に、不登校対策推進ということで、この制度の指定を受けております。県から加配教員を1名派遣していただきまして、この加配教員を中心にして、4つの項目で校内適応指導教室を運営するということです。その1つ目は、人間関係で不適応を起こしかけている生徒の一時避難場所として校内適応教室を活用していく。そして、2つ目として、学習で不適応を起こしている、起こしかけている生徒の学習支援の場として活用していく。それから3つ目は、不適応を起こしている生徒の居場所として活用する。4つ目は、教室復帰のステップの場として、これを活用していくということでございます。

○石井孝昭君

八街中学校が1名でよろしいんですかね。加配教員1名ということですね。加配教員ということで、いじめ・不登校対策の推進校の中の115名の中で来られているということでもあります。恐らく県の不登校対策、いじめ問題のエキスパートが来ているんじゃないかというような認識をしておりますけども、その辺の人材に関してはどのような指導を加配教員がされていらっしゃるのでしょうか。

○教育長（川島澄男君）

加配教員につきましては、おととしまで川上小学校の教員としてその研究に当たっていた先生が八街中学校に来ていただいております。その理由としましては、まず研究をどう進めるかで、研究成果をどのように出していくか、そのようなところから、その先生の配置をお願いしたところです。

○石井孝昭君

最善な対応をしていただけるようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

次は、学校における、また、家庭における携帯電話の状況でありますけれども、先ほどのご答弁ですと、小学校6年生で57パーセント、中学校3年生で88パーセントの児童・生徒が携帯電話を所持しているということでありました。携帯電話の所持率では、全国と八街市の比較、児童・生徒の比較がある程度わかれば、お知らせいただきたいと申します。

○教育次長（長谷川淳一君）

全国との比較でございますけれども、小学校6年生では、八街市が57パーセントでございます。全国は36.4パーセント。それから、中学校3年生におきましては、八街市は88パーセント、全国は63.5パーセントという結果が出てございます。

○石井孝昭君

非常に八街市の児童・生徒が携帯電話を多く所持しているということの実態だというふうに申します。学校に通う児童・生徒に対して、文部科学省はどのような指導をされているのか。携帯電話を所持することに対してどのような指導をされているのか、お聞かせいただければと思います。

○教育次長（長谷川淳一君）

文部科学省におきましては、平成24年9月に、いじめ学校安全等に関する総合的な取り組み方針というものの中におきまして、ネットいじめ対策の充実として、インターネット上の誹謗中傷などのネット上のいじめについて、学校ネットパトロールの取り組み事例をまとめ、それを周知するというふうに明記してございます。携帯電話やスマートフォン等のインターネットの利用に際しての留意点やトラブル、犯罪被害の事例や対応方法のアドバイスを盛り込んだ啓発用のリーフレットを作成いたしまして、各学校に配布し、指導を促すという形で周知徹底を図っております。

○石井孝昭君

教育委員会としては、小学校、中学生が学校に持っていくこと、また、家庭における使用について、どのような制限や指導をしておりますでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

家庭における使用について、教育委員会としての指導ということでお答えをさせていただきますと、家庭における携帯電話やスマートフォンの使用につきましては、各中学校で毎年実施している健全育成講話を通して、マナーや情報のモラルの育成を図っているところでございます。また、啓発リーフレットを各学校に配布するなどして、また注意喚起を促しているというところでございます。

○石井孝昭君

学校での使用については。

○教育次長（長谷川淳一君）

学校につきましては、まず、持ち込みについては基本的に許可制としているところと、それから、原則禁止しているというところと、学校によって対応はまちまちでございます。

○石井孝昭君

先ほども、質問の中で、携帯電話は子どもたち、児童・生徒が持つときに非常に有効な手段であるというふうに私も理解はしておりますけども、もろ刃の剣的な役割もする場合があります。やはり、携帯電話だけじゃなくて、i P a d だとか、いろいろ子どもたちも使って、また、授業の一端でも、市立学校でも使っている部分もあると思いますけども、その辺は一定のガイドラインを、私は教育委員会としても持つべきかなというふうに思います。いじめの問題につながるように、また、L I N E や F a c e b o o k 等、いろんなメールで、そのような問題も過去10年より10倍に広がったというふうに報道機関で報道されておりますので、携帯電話の使用についてはまた注意喚起をしていただければというふうに思う次第であります。

最後の質問をさせていただきます。空き家の対策の問題に移らせていただきます。

空き家問題については、以前の議会で幾つか取り上げられておりましたけども、国や議連としても、地方が困っているという認識の中で、このたび、重い腰を上げて対応する姿勢を示しているのではないかというふうに思われます。市民の皆様からのご意見の中に、空き家に対する相談窓口はありますかと聞かれたことが何度かあります。どの部のどの課の誰が担当しているのかぐらいは、市としても対応していくべきだと思いますけども、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

空き家の問題でございますけども、先ほど、質問の中で議員さんもおっしゃっていたように、国においても、国交省であるとか総務省であるとか環境省であるとか厚生労働省、農水省、いろんな各省にまたがる難しい問題だということを言っております、それは私どもにとっても同じような状況でございます。本市においては、こういった議会答弁につきましては、防犯というような観点がございますので、私の方からご答弁を差し上げているわけでございますけども、ざっと見ただけでも、防犯とか防災であるとか、環境であるとか、景観面の問題であるとか、建築の問題であるとかということで、防災担当であるとか環境担当であるとか都市部門の関係であるとか、本当に広い分野にわたって問題が生じている、問題が多岐にわたるといことがございますので、なかなかここは現時点で簡単に一元化というのは難しいような現状がございます。したがって、当面は、ご不便をかけるというところはございますけども、それぞれの問題に応じて、それぞれの担当課の方で対応せざるを得ないというふうに考えておりますが、質問の中にもありましたように、国の方も法整備を進めるというようなことございますので、それに基づいて私どもとしても方針、方向性を決定し

ていく中で、問題の本質が一体どこにあるのだろうかということを中心に整理した中で、その取り扱いについても整理をしていかなきゃいけないというふうに考えています。

○石井孝昭君

全国では130の市町、また、千葉県内では5つの市が条例を制定されて、対応しております。例えば、松戸市の場合は、市民環境本部市民担当課というところが担当しています。柏市の場合は総務部防災安全課、防災課だと思います。流山市の場合は市民生活部コミュニティ課という課が担当しています。全国の担当を見ますと、都市整備部、環境政策課、都市計画部、建築指導課、市民関係部、生活衛生課といろいろあり、統一されていないんですね。いろんな担当窓口が担当課としてされておりますけど、これも、1つに、国が方向性を示していない分、それぞれの市町村の事情に合った対応をなされているんじゃないかというふうに認識をしています。先ほど部長の答弁にありましたけども、なかなか今の段階では決められないかもしれませんが、関係各課にまたがる話ですので、関係する市職員を集めて話し合いをして、話をまとめて、また一度庁議にかけて検討するべきだと思いますけども、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今、議員さんの方からも紹介がございましたように、各自治体でも、どこで取り扱うのかというのは非常に問題になっている、課題になっているようなところでございます。先ほど申し上げたとおり、いろいろ関係する部署がございますので、今までも関係課の中で協議を行ってきたという経緯はございますけども、法整備を踏まえて、先ほども申し上げましたが、方針を決定していく、方向性を決定していくためには、改めて関係課によって協議を進めるというような必要があるというふうに考えております。その協議を進めるにあたりましては、関係各課がそれぞれの役割、自身がやらなければいけないということ、当事者意識をしっかり持って議論をしていかなきゃいけないというふうに思います。

○石井孝昭君

ぜひ検討をお願いいたしたいと思います。

今の税制上の問題の法律の中では、家屋が立っている場合、空き家が200平米、200平方メートルまでだと、土地に係る固定資産税は更地の何と6分の1と。空き家であれば、更地の6分の1で済むわけでありまして。また、それ以上でも3分の1で済むということになって、これでは誰も空き家を壊そうとはしない。この税制上の問題も非常に重くひっかかっている。また、そんな中、建築基準法では、行政代執行では、空き家や保安上危険な建物に対して、所有者への撤去命令や、行政がかかわって取り壊すという規定、行政代執行の規定がありますけども、八街市では実施された経緯はありますでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

はっきりきりしたあれはないですけども、今まで、そういったことはちょっと聞いておりません。

○石井孝昭君

2005年から2011年まで、国交省の調べでは、わずか全国で15件ということでありますので、問題は、持ち主がはっきりしているにもかかわらず、取り壊すことなく長年放置されていると。壊しちゃうと、更地になると、税金が6分の1から6分の6になるわけですから、そういった問題も非常にあるという問題が、この問題に含まれているというふうに思います。

最後の質問ですけれども、この法案で、全国の市町村に対して実態調査を行った上で、空き家対策の計画を作成するよう指導していくというふうにあります。先ほど申し上げたとおり、130を超える自治体で、空き家管理適正化条例が作られてきました。税務情報を活用して空き家の持ち主を突きとめて、固定資産税台帳を見れば誰が税を納めているかわかる。情報を所管しているのは総務省です。そこで、法律で権限を与えて、税情報の守秘義務の問題をクリアにして、市町村に権限を与えると。八街市としても、国の法整備がなされた後、（仮称）空き家管理等適正化条例を作り、この問題解決に努めていくお考えはいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

空き家の適正管理の問題でございますけれども、私どもとしては、空き家対策につきまして、条例の制定、これも1つの手法として研究しているような状況でございますが、国の動きが出てきたことを踏まえた中で、また改めて、そういったことを踏まえた中で、改めて空き家対策、この手法を考えていくということになろうかと思えます。

私どもとしては、今申し上げたとおり、条例の制定を唯一の手段として今現在で考えているわけではございません。しかしながら、問題が大きいということもあれば、当然その対策はとっていかなければいけないということで、繰り返しになりますけれども、法においてその必要性が求められるということになれば、これは当然、条例の制定に向けて取り組んでいく。それ以外であっても、必要性に応じて条例を制定していくということに結論付ければ、結論が出ればそういった形で進んでいくというようなことになろうかと思えます。

○石井孝昭君

国の方でもはっきりした骨子が伺えると思えますので、わかり次第前向きに対応を進めていただければありがたいというふうに思います。

来月、総務省の住宅・土地統計調査が執り行われる予定になっております。前回、前々回、また、前々前回、全国では約100万戸ペースで空き家が増えているというデータがございます。八街市としてもこの問題に積極的に対応していくことをご期待申し上げまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で誠和会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

石井議員、席へお戻りください。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日7日から8日は、休日のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

7日から8日は休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。

9日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 4時02分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件